

# 『農家經濟調査』等からみた稲作農家の動向

須 永 芳 顕

- 一、問題と分析対象の限定
- 二、全面的兼業化・脱農業化
- 三、全階層的な農外就業への傾斜
- 四、稲作所得の推計、稲作の地位の低下
- 五、米価の実質的低下が農家諸階層に与える影響
- 六、借地における稲作の低収益性
- 七、劣等経営の稲作離脱傾向と優等経営のシエラ拡大
- 八、劣等地の稲作離脱傾向と優等地のシエラ拡大
- 九、稲作農家の全面的Ⅱ兼業化傾向

## 一、問題と分析対象の限定

戦後の農民層分解は何よりも全面的兼業化・脱農業化として特徴づけることができる。

兼業化は既に最上層の基幹労働力にまで深く浸透している。三〇歳未満男子農業専従者は一〇〇戸中僅か三人に過ぎず、女性と老人（六〇歳以上）が農業就業人口の八割近くを占め、農外所得だけで家計を充足した後の「農外余剰」より農業所得の方が少ない「第三種兼業農家」ともいうべき事実上の非農家は、都府県全農家の三割に達すると推定される（後出第4表参照）。それはともかく、大多数の農家は労働力、農家經濟のいずれからみても既に著しく非農家化しており、家族労作的經營を本質とする農家はもはや例外的存在となりつつあるといっても過言で

はないであらう。

「第Ⅲ種兼業農家」を含めて全農家の七割を占める第Ⅱ種兼業農家（以下、Ⅱ兼農家と略記する）は一般に稲作に特化しており、しかもⅡ兼農家は既に稲作の過半を制している。だがその稲作は深刻な構造的過剩に陥っており、生産環境が益々厳しさを増すなかで稲作農家の階層分化が促進され、稲作を最後の拠り所とする零細農家の稲作離脱が進展しつつある。しかしそれが農地貸借の拡大を通して專業的な稲作大規模経営を広範に形成させ、それが稲作の支配的シェアを制するに至るか、逆に中核的な農家までが農外就業に駆りたてられ稲作農家が全面的にⅡ兼農家化する傾向を示すかについては、議論の別れるところである。

いずれにせよ稲作生産構造が著しく変化すると予想される現状において、稲作所得は各地域の諸階層の農家經濟の中でいかなる地位を占めているか、それが過去十数年の間にいかに変化したか、米価の実質的低下が農家諸階層にいかなる影響を与えるか、借入地における稲作の収益性は如何、稲作の階層別シェア・地域別シェアはいかに変化したか等々について把握することは、稲作生産構造の変化を展望するうえで資するところが少なくないであろう。そこで本稿では、農民層分解論の視点から『農家經濟調査』、『農業調査』、『作物統計』に限定して統計データを加工しつつ、これらの具体的な問題について第一次的接近を試みた次第である。なお『米生産費調査』その他の統計データの分析、時系列分析、生産組織、請負耕作、生産調整等々に関する実態分析、および関連する既往の研究成果への関説等々はいずれも欠かせぬところであるが、紙面の制約等のため別の機会に譲らざるをえない。<sup>(1)</sup>

注(1) 本稿の全体を貫流している筆者の農民層分解の論理は、左記の拙稿で展開した議論の延長線上に位置している。

「戦後における農民層の動向」——富山——砺波における兼業化の進展と農家構成の特質——（『本誌』第二二巻第四号）

所収、昭和四三年）、「同題(二)——山形——最北における農民層の動向と地域経済構造——」(『同』第三卷第二号所収、昭和四四年)、「農民層の動向と地域経済構造——山形・富山・兵庫・鹿児島と比較検討——」(『同』第三卷第四号所収、昭和四四年)、「中農標準化論の再検討(一)——大内力氏の所説に対する疑問——」(『同』第二卷第二号所収、昭和四五年)、「同題(二)——栗原百寿氏および石渡貞雄氏の所説に対する疑問——」(『同』第二卷第四号所収、昭和四五年)、「農民層分解論の問題点——中農標準化論の再検討——」(『農業経済研究』第四二卷第三号所収、昭和四五年)。

以後既に一〇年を経ており、この間に農業構造は著しく変化し農民層分解に関する研究成果も数多く発表されている。とりわけ梶井功『基本法農政下の農業問題』(東京大学出版会、昭和四五年)、同『小企業農の存立条件』(同前、昭和四八年)、同『土地政策と農業』(家の光協会、昭和四四年)、伊藤喜雄『現代日本農民分解の研究』(御茶の水書房、昭和四八年)、同『現代借地制農業の研究』(同前、昭和四四年)、御園喜博『現代農業経済論』(東京大学出版会、昭和五〇年)をはじめ、数多くの研究から多くのことを学んだ。しかし同時に少なからず疑問なきをえなかった。

本稿も特に梶井功氏や伊藤喜雄氏の問題意識や事実認識から多くの示唆を得たことは確かであるが、全体の論理構成は著しく異なっており、とりわけ上層農の小企業者のないし資本家的発展を強調する阿氏と、それが全階層的な兼業深化→非農家化の渦中に埋没し耕種部門で企業的経営に成長する可能性は乏しいとみる筆者は対角線上に位置している。ともかく戦前・戦後の農民層分解に関する筆者の理解は基本的にはほとんど変わっておらず、しかも他の多くの研究者の見解とも少なからず異なっている。無論、いちいち指摘するまでもなく極めて多くの問題が不明確のまま残されているが、今後断続的に発表する拙稿において個々の問題に関連する諸説を批判的に検討しつつ、逐一明確化してゆきたいと考えている。

本稿の課題は、農民層分解それ自体ではなく、表題が示すように「農家経済調査」等を加工しつつ稲作に関する統計分析から得られた認識を提示することにある。問題はかなり多岐にわたっているが、遠からず別稿において若干の問題について主要な見解を批判的に検討する予定なので、重複を避けるためと紙面の制約のゆえに関連する研究成果にはあえて一切閑説せず、統計数字の含蓄を語ることに専念したい。特にこの点をあらかじめお断りしておかねばならない。

なお稲作の動向に焦点を合わせた研究成果は数多く発表されているが、多くの研究者が稲作の諸問題を多面的に分析した次の三書を参考文献として掲げるところにとどめたい。古島敏雄編『産業構造変革下における稲作の構造Ⅰ 理論篇』(東京大学出版会、昭和五〇年)、同『同題Ⅱ 実態篇』(同前、昭和五一年)、井上完二編『現代稲作と地域農業』(農林統計協

第1表 経営規模別農家戸数の推移（都府県，明治41～昭和55年）

（単位：千戸）

	総戸数	～0.5ha	0.5～1	1～1.5	1.5～2	2～2.5	2.5～3	3～5	5～
明治41	5,261	2,003	1,754	1,031		306.4		124.8	41.6
大正4	5,278	1,969	1,805	1,069		300.2		108.3	26.3
9	5,298	1,914	1,818	1,117		318.0		106.5	24.1
14	5,377	1,928	1,866	1,169		300.6		94.4	18.9
昭和5	5,412	1,908	1,905	1,210		292.1		83.7	13.3
10	5,410	1,874	1,906	1,238		298.0		81.6	12.0
13	5,324	1,835	1,795	1,313		292.2		78.6	10.1
25	5,931	2,468	1,952	945	363	176		26.5	0.8
30	5,806	2,285	1,955	981	376	132	47.7	28.0	1.5
35	5,823	2,275	1,907	1,002	404	147	53.6	34.5	1.5
40	5,465	2,096	1,899	945	407	157	58.8	38.4	2.4
45	5,176	1,999	1,725	868	404	170	70.7	55.2	5.1
50	4,819	1,995	1,471	727	349	162	73.7	67.0	8.7
55	4,542	1,921	1,304	652	328	161	79.4	81.9	13.4

注：『農業センサス累年統計』、『農業センサス』により作成した。

会、昭和五四年）。

## 二、全面的兼業化・脱農業化

行論の順序としてまず戦後の農民層分解の特徴を極めて大づかみに把握しておこう。

第1表は明治末期以降現在に至る七〇年間の経営規模別農家戸数の推移を示している。この表を一見すれば、戦前のいわゆる中農標準化傾向（五反以下および二町以上の両極層が漸減する中で中間層のみ漸増）と、戦後のいわゆる両極分化傾向（農家戸数が漸減し、減少に転ずる階層が五年ごとに一階層上に移行する中で、二・五ヘクタール以上の各層は増加）を確認することができる。とりわけ五ヘクタール以上層の著しい増加が目をはっきりと、視野を広げて七〇年余の動きを大観すれば、現在の戸数はようやく昭和五年水準に回帰したにとどまり、明治四一年の僅か三分の一にすぎぬことがわかるであろう。極言すれば裸の労働に依存していた明治・大正期には、

五町以上層はほとんどが常雇労働力を擁し家族労作的な小農というよりはむしろ富農的な存在であった。しかるに現在の五ヘクター層のほとんどはけっして小農範疇から逸脱するものではない。小農の下限を画する規模は技術的にも経済的にも絶えず上昇しており、同じ耕作規模に留まっている限り小農が遅かれ早かれ過小農に転落することは必定である。戦後は非耕種部門で資本家的経営が形成されつつあるとはいえ、耕種部門では資本家的経営は極めて例外的な存在にすぎない。今後も然りであろう。だから両極分化とはいっても、少数の農家群が規模拡大することによって辛うじて現代的な小農として存続し、大多数の農家は益々強く農外就業に傾斜しながら過小農から非農家的農家に転化し一部は完全に離農する、という形での矮小化された両極分化にすぎないというべきであろう。

戦後の農民層分解は何よりも全面的兼業化・脱農業化として把握すべきであろう。それは、資本と賃労働への両極分解が、農業内では主に非耕種部門で例外的にしか進展せず、ほとんどもっぱら農外部面でも極めて不完全な形で展開する奇型的な分解形態である。それは労働市場が高度に発達した段階に特有の分解形態であり、その歴史的意义は、あらゆる使用価値が商品として販売されるだけでなく労働力までが商品として販売されるという、二重の意味での商品化を特質とする資本主義経済を山村の隅々にまで浸透させ、階級社会としての資本主義社会を一層純化させた、という点にあるといえよう。

全面的兼業化・脱農業化は、農外部面の両極分解に限っても古典的な両極分解とは少なくとも次の点で決定的に異なっている。

(1) 古典的な農外資本の形成は農業内部で形成された「剰余」を原資とするのに反して、戦後は農業自体からはほとんど剰余が形成されず、農外産業の旺盛な土地需要により農業生産とは無関係に価額が膨脹した土地資産を原

資とする点で、極めて奇型的な資本化である。

(2) 古典的な小農民は生産手段を喪失した結果、自らの労働力を販売する以外に生きるすべのない無産の賃労働者と化し、辛うじて肉体を維持しうる最低限の生活を余儀なくされた。しかるに戦後の大多数の農民は、まず自らの労働力を農外企業に販売し事実上賃労働者化することによって、生産手段の喪失を回避しより豊かな生活を営みつつなお農家として存続している。こうして戦後の農民は古典的農民とは異なり生産手段を収奪されることが少ないだけでなく農地の売却や賃貸に極めて消極的なので、農地の集積に規模拡大が困難となった上層農も農外就業に駆りたてられることになり、かくして全階層的な兼業深化と農業構造の劣弱化を必然ならしめている。

(3) だが山村や離島では過疎化により土地・住宅等の無価値化が進み、都市化地域における地価暴騰による資産価値の膨脹と冷酷な対照をなしている。これは資本主義のメカニズムによる収奪の特殊な形態であり、農民収奪の現代版であるといえよう。

第2表は三〇年代前半Ⅰ期、後半Ⅱ期、四〇年代前半Ⅲ期、後半Ⅳ期の各五年間における経営規模別階層変動を示している。これを次のように概括して誤りないであろう。

(1) 三〇年代前半Ⅰ期——全階層を通じて三分の二の農家が五年間同じ階層に留まっており、階層変動が乏しいだけでなく、特に中・下層では上昇傾向と落層・離農傾向がほぼ伯仲している。だが上層では落層傾向が卓越している(全農家Ⅱ同一階層六八%、上昇一四%、落層・離農一八%)。

(2) 三〇年代後半・四〇年代前半Ⅱ期・Ⅲ期——中・下層は上昇率がほぼ横ばいに推移する中で落層・離農率が上昇率の二倍前後に増大し、その分だけ階層変動が大きくなった。逆に上層では落層・離農率がほぼ横ばいを保

第2表 経営規模別階層変動の推移（都府県，昭和30～50年）

（単位：％）

5年間の変化			全農家	～0.3ha	0.3～0.5	0.5～0.7	0.7～1	1～1.5	1.5～2	2～2.5	2.5～3	3～5	5～
I 期	30 ～ 35 年	農へ	6.0	19.5	5.4	2.4	1.1	0.5	0.2	0.3	0	0.4	0
		層計	12.2	0.2	14.1	17.6	15.1	13.2	17.2	25.2	22.4	23.0	14.3
		小一階	18.2	19.7	19.5	20.0	16.2	13.7	17.4	25.5	22.4	23.4	14.3
		同上層へ	68.2	69.9	64.3	61.6	67.6	75.9	72.8	64.0	64.8	75.9	85.7
			13.7	10.4	16.2	18.5	16.3	10.4	9.8	10.6	12.8	0.7	—
II 期	35 ～ 40 年	農へ	8.4	25.6	8.2	3.9	2.3	1.4	1.0	1.1	1.4	1.5	0.7
		層計	17.8	0.2	19.9	25.9	23.2	20.1	23.9	27.7	30.2	28.9	32.1
		小一階	26.2	25.8	28.1	29.8	25.5	21.5	24.9	28.8	31.6	30.4	32.8
		同上層へ	60.4	63.6	57.1	52.7	59.2	67.5	62.8	58.0	54.1	68.5	67.2
			13.4	10.6	14.7	17.5	15.3	11.1	12.3	13.1	14.3	1.0	—
III 期	40 ～ 45 年	農へ	8.5	25.3	8.9	4.5	2.7	1.6	1.1	0.9	1.3	1.4	8.2
		層計	19.4	0.2	22.6	28.7	25.5	21.5	24.7	25.7	27.5	23.8	32.0
		小一階	27.9	25.5	31.5	33.2	28.2	23.1	25.8	26.6	28.8	25.2	40.2
		同上層へ	57.1	63.3	53.5	48.9	55.1	63.0	58.5	54.3	49.6	69.3	59.8
			15.0	11.3	15.0	17.9	16.7	13.9	15.7	19.1	21.6	5.5	—
IV 期	45 ～ 50 年	農へ	10.4	28.9	11.3	6.5	3.6	2.4	1.8	1.5	1.6	2.6	6.2
		層計	25.9	0.2	27.9	37.1	35.9	31.2	32.5	33.7	35.5	29.0	33.3
		小一階	36.3	29.1	39.2	43.6	39.5	33.6	34.3	35.2	37.1	31.6	39.5
		同上層へ	51.8	61.0	48.8	43.1	48.2	55.7	51.6	48.0	43.1	62.9	60.5
			11.9	9.9	12.0	13.3	12.3	10.7	14.1	16.8	19.7	5.4	—

注. 『1965年農業センサス農家調査抽出集計報告書』, 『1975年農業センサス農業構造動態統計報告書』により算出した.

つとともに上昇率が高まったので、落層・離農率と上昇率の比は第Ⅰ期の二倍前後からⅢ期には一・三倍前後に縮小した（〇・七〜一ヘクタール層Ⅱ期：上昇一六％、落層・離農一六％、Ⅲ期：各一七％、二八％。二〜二・五ヘクタール層Ⅱ期：各一一％、二六％、Ⅲ期：各一九％、二七％）。

(3) 四〇年代後半ⅡⅣ期——全階層ともⅢ期より上昇傾向が鈍化した反面、落層・離農傾向が強まったので、五年間同じ階層に留まる農家は半数前後に減少した。特に中・下層では落層・離農率が上昇率の三倍に拡大し、上層では再び二倍前後に逆戻りした（全農家Ⅱ同一階層五二％、上昇一二％、落層・離農三六％）。

(4) 離農率は全階層とも期を下ることに増大している。特に〇・三ヘクタール未満層はⅠ期でも二〇％、Ⅳ期には二九％が五年間に離農している（全農家離農率ⅡⅠ期：六・〇％、Ⅱ期：八・四％、Ⅲ期：八・五％、Ⅳ期：一〇・四％）。

(5) 落層率は全期間を通じて階層差が乏しく、Ⅰ期：二〇％前後、Ⅱ期：二五％前後、Ⅲ期：二八％前後、Ⅳ期：三五％前後と、期を下ることに全階層とも落層傾向を強めている。

(6) 上昇率も全期間を通して階層差が乏しく、Ⅰ期：一四％前後、Ⅱ期：一三％前後、Ⅲ期：一五％前後、Ⅳ期：一二％前後とほぼ横ばいを保ち、いずれの五年間にも全階層的に「十数％の上昇農家群」が存在することを示している。

以上のように、立ち入ってみれば上層と中・下層の間に多少の階層差があり、漸次上層の優位性が顕在化しつつあることは確かである。しかしもともと階層差はあって当然である。むしろ全期を通して全階層とも十数％の上昇率と二〇％前後（Ⅰ期）ないし三五％前後（Ⅳ期）の落層・離農率を示し、階層差が極めて乏しいことに特に留意



すべきである。第2表が含蓄している最も重要なことは、明確な分解基軸が存在しないという事実である。

分解基軸は、しばしば安直に増減分岐層と同義的に云々されているが、けつしてそのような無内容な概念ではない。ある規模以上の農家群は一般的に規模拡大を志向し、それ以下の農家群は一般的に規模縮小↓離農傾向を示すという、正反対の動向の境界を画する分岐軸である。そしてその根底にあるのは、直接生産者が生産手段を集積するか逆に喪失するかという事実であり、まさにそれが農民層分解の基礎過程に外ならない。

生産手段の集積または喪失を規定するのは、農業・農外両局面を含む農民的再生産過程における剰余蓄積または負債累積の可能性である。農民的再生産過程において支出が収入を恒常的に超過すれば、負債が累積して遅かれ早かれ生産手段を喪失し、自らの労働力を販売する以外に生きるすべのない賃労働者に転化するほかなくなる。他方、農民的再生産過程で剰余を蓄積しえた農家群は生産手段を集積し、やがて無産の賃労働者を雇用して資本家的経営に成り上がる。とりわけ封建解体期のように社会的分業が未展開の段階には、工業等と結合した広義の農業の経営規模の大小に起因する生産力格差が規定的な意味をもち、ある規模を境として下層の農家群はしばしば生産手段の喪失を余儀なくされ、逆に上層は生産手段を集積する機会が少なくなかった。だからこの段階には分解基軸が存在し、上層と下層の間で地主小作関係や労働力の雇用関係がかなり広範に形成された。

しかるに戦後のように社会的分業が極度に進展し農外就業機会が極めて多い段階になると、必然的に兼業化が高度に展開し自ずから農家経済における農業生産の地位が著しく低下する。そして零細農家は農業所得の数倍ないし数十倍に達する農外所得によって農業経営規模の狭小と生産力の劣位を優に補い、中・上層農家に優るとも劣らぬ生活水準を表現しつつ、恒常的に剰余を蓄積する可能性を取得した。こうして零細農家が生産手段を喪失する危険

を回避しようとすれば、階層間に二、三倍の生産力格差が存在してもそれゆえに零細農が駆逐される必然性はないであろう。仮に上層農が零細農の農業所得並みの高い地代を支払っても農外就業並みの時間当たり所得を実現しようとすれば、零細農を「駆逐」しつつ規模拡大を実現しうるであろう。だが現実にはそれほど隔絶的な生産力を体現していないから、借地による規模拡大も容易ではない。それゆえある規模以上の農家群は一般的に規模拡大し、それ以下の農家群は規模縮小↓離農するという明確な形では階層分化が進展しないのは当然であろう。このことは、とりもなおさず分解基軸が存在しないことを意味している。

しかしだからといって、現段階では生産力格差の存在が階層分化の規定要因とはなりえない、とはけっしていえないのである。仮に稲作、果樹作、養豚、酪農など特定の農産物に特化した農家群を抽出して比較すれば、経営規模の格差が階層分化の有力な規定要因となっていることを確認しうるであろう。戦後は農業生産の専門化が進み農業経営の類型が多様化しているので、耕作規模という単一の指標では経営の実質的規模を正確に把握しえなくなっている。例えば葉タバコや野菜を○・三ヘクタール耕作する農家の方が、一ヘクタールの水稲単作農家より年間労働日数および農業所得が多いとすれば、実質的規模は前者の方が大きいとみることもできるであろう。換言すれば、同じ耕作規模階層の中に実質的規模が異なる多様な経営類型の農家が包含されることになる。そしてそれぞれの規模拡大と規模縮小の動きが複雑に絡みあって、既に見た第2表の耕作規模別階層変動における階層差を、実際より小さくみせていると考えられる。それゆえ実際には実質的な経営規模が大きい農家群は第2表が示す以上に規模拡大傾向が強く、逆に規模の小さい農家群はこの表が示す以上に規模縮小↓離農傾向が強いと認識すべきであろう。分解基軸が明確な形で存在しないとはいえ、生産力格差の存在が階層分化の有力な規定要因の一つであることは

否定しえない。しかしそれは何よりも農家の就業構造との関連において捉えるべきであろう。

第2表でいずれの五年間にも全階層的に「十数%の上昇農家群」が存在することを確認したが、専業・I兼農家はII兼農家より上昇農家率（規模拡大の結果上の階層に上がる農家の比率）が格段に高く、基幹男子農業専従者は専業・I兼農家に集中していることから推して「十数%の上昇農家群」が基幹男子農業専従者のいる農家群に集中していることは確かであろう（その詳細な分析は別稿に譲る）。このことが示唆しているように、階層分化において规定的な意味をもっているのは何よりも農家労働力の就業形態である。

個別農家が農業・農外のさまざまな就業場面にいかなる質の労働力をいかに配分するか、それぞれの就業によっていかなる所得を実現するか、各々の就業場面への労働力の配分と実現される所得の不均衡が逆に労働力の配分にかなる変化をもたらすか、特に基幹男子が農業に専従し続けるかそれとも農外就業に傾斜するか……、このような就業形態の如何により生産手段の装備に差が生じ、農業生産に投下される労働力と生産手段の質と量の差が、農業の生産性と所得に大きな階層差を生じさせ、さらにそれが諸階層の農家にさまざまな対応をとらせ、極めて複雑な階層変動を結果する。

およそこのように理解すれば、階層分化は何よりも農家労働力の就業状態との不可分の関連において捉えなければならぬことは明らかであろう。だからまず農家の就業形態の変化を把握することが肝要である。だが、本稿の主題はそれではなく、表題のように「農家経済調査」等からみた稲作農家の動向である。それゆえその前提として必要な限りで、農家経済の側面から農家就業形態の変化の所産を、ごく大づかみに把握するにとどめたい。

### 三、全階層的な農外就業への傾斜

農家諸階層の就業形態の変化を農家経済の面から単純明快な形で捉えるには、第一図、第二図を一瞥することが便宜であろう。

第一図は昭和三十七年(A)、四五年(B)、五三年(C)の三時点における「農家経済の稲作依存係数」を示したものである。「農家経済の稲作依存係数」は稲作依存度と農業依存度の積であり、農家所得に占める稲作所得の割合をやや控え目に示しているといえよう。しかしこの図ははるかに多くのことを含蓄している。すなわちA↓B↓Cの線の位置は農業生産における稲作と稲作以外の割合および農家経済における農業所得と農外所得の割合を示し、線の方向はそれらの相対関係の変化の方向を示し、線の長さは変化の大きさを示している。これを通して各地域の平均的農家の就業形態の相違と各々の変化の方向と大きさを、ごく大づかみに認識することができるであろう。

例えば、図の上端中央から左にほぼ水平に走る短い線と右端の上から下へほぼ垂直に走る長い線は、それぞれ北海道と北陸の平均的農家の次のような変化を示している。

(1) 北海道——三十七年(A)の農業依存度は七六%で抜群に高く稲作依存度は全国平均並みの四一%であったが、四五年(B)、五三年(C)にかけて特に稲作以外の農業生産に力を入れ農外所得以上に農業所得を伸ばしたので、五三年には稲作依存度が三〇%に低下したものの農業依存度は七七%と微増し、かくして農家経済の稲作依存係数は二三に低下したといえ全国最高の数値を示すに至った。

(2) 北陸——三十七年の稲作依存度は七四%で抜群に高く、水稻単作的農業の所得は農外所得と均衡していたが、

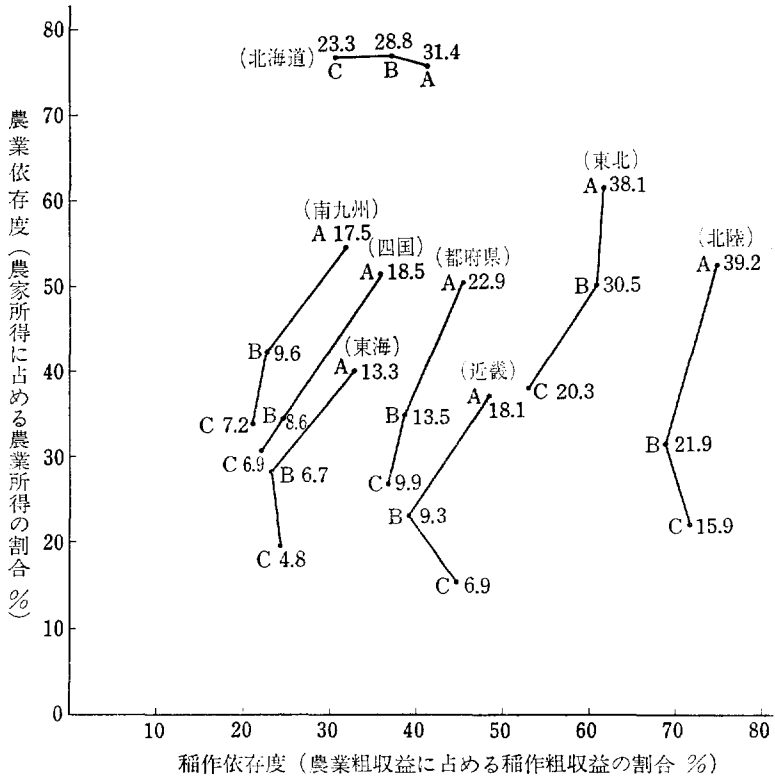
その後稲作以外の農業生産に特に力を入れることなく、むしろ農外就業に著しく傾斜した結果、五三年には稲作依存度は七一%と微減にとどまったが農業依存度は二二%に低下した。かくして北陸は、全国屈指の水稲単作地帯であるにも拘わらず五三年の農家経済の稲作依存係数は僅か一六に低下し（三七年三九：最高）、北海道（二三：最高）、東北（二〇）の後塵を拝するに至った。

(3) 他の諸地域——稲作と稲作以外の就業配分、農業と農外就業配分にかなり著しい地域差が存在するといえ、三七〜五三年にかけて、稲作以外に力を入れて農業生産もそれなりに伸ばしたが、農業より農外就業に著しく傾斜した結果、農家経済の稲作依存係数が三七年の二分の一〜三分の一に急低下したという点で、大きな地域差はないといつてよい。ただ近畿・東海など特に兼業化が進んだ地域では、四五年以降米の生産調整が行われる中で、兼業深化に対応して逆に稲作以外の生産を縮小し稲作依存度を高めていることは注目に値する。

第二図は農家経済の稲作依存係数の変化を経営規模別に図示したものである。一見してあきらかなように、下層ほど垂直に近く上層ほど勾配が緩い左下がりの軌跡を描いている。つまり、①もともと非農業者のな零細層は、稲作・非稲作に関せず農業生産には著しく手を抜いて農外就業に決定的に傾斜し、事実上非農家化したのに反して、②上層は特に稲作以外の生産を拡充することにより農業所得を増やし、農業依存度七〇%を維持してなお農業生産者たる面目を保っている、といえよう。

なお第一図と第二図に描かれた十数条のA↓B↓Cの線はおおむね直線的であり、B（四五年）における極端な屈折は認め難い。それゆえ農家就業形態の変化の方向は、米の生産調整下の四五年（B）以降とそれ以前に決定的な変化はないとみて大過ないであろう。無論、四五年以前と以後を対比することも重要な分析対象には相違ないが、

第1図 農家経済の稲作依存係数の変化  
(地域別, 昭和37, 45, 53年)

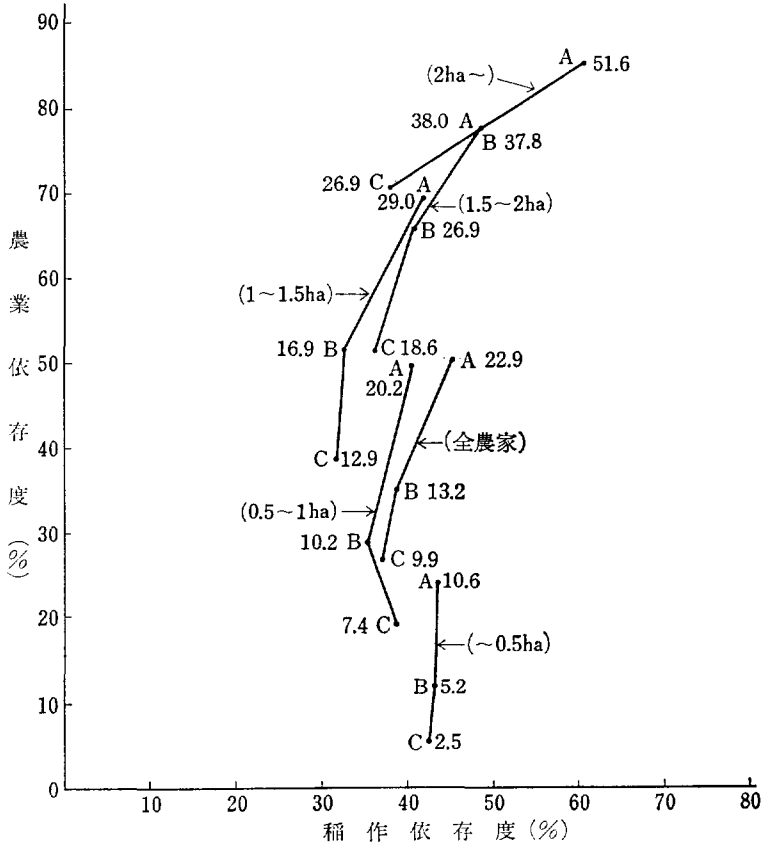


注(1) 『農家経済調査』(昭和37, 45, 53年度版)により作成した。

(2) A=昭和37年, B=昭和45年, C=昭和53年。

(3) 農家経済の稲作依存係数=農業依存度×稲作依存度×100(本文参照)。

第2図 農家経済の稲作依存係数の変化  
 (都府県農家経営規模別、昭和37、45、53年)



一五 注(1) 第1図掲示の資料により作成した。  
 (2) A=昭和37年, B=昭和45年, C=昭和53年。

第3表 農家経済指標

—昭和37年に対する53年の増加倍率—

(単位:倍)

都府県			粗収益		純生産		所得			1家 人計 当り 費	農家 経済 余利	昭和53年指標			
			稲 作	稲 作 以 外	時 間 当 り	10 当 ア リ ル	農 業	農 外	可 処 分			1家 人 計 当 り 費 (万円)	農 余 家 計 当 り 費 (万円)	家計費充足率	
												農 業 所 得 (%)	農 外 所 得 (%)		
経営 規模 別	平 均		4.2	6.0	6.8	7.2	4.3	11.8	8.3	9.1	13.7	76	100	33	90
	0.5 ~ 0.5ha	I	2.9	3.1	5.2	2.7	2.0	10.7	8.8	9.5	16.4	81	97	7	115
	1 ~ 1	II	3.9	4.3	6.1	3.4	3.3	13.6	8.8	9.9	14.8	79	93	23	98
	1 ~ 1.5	III	3.8	5.9	6.4	4.2	4.2	14.8	7.7	8.8	11.7	71	97	48	76
	1.5 ~ 2	IV	3.8	6.4	6.7	4.4	4.4	14.7	7.0	8.5	9.3	71	104	64	60
	2 ~	V	3.8	9.4	6.8	4.4	5.0	12.0	6.5	7.8	8.1	69	131	91	38
専 兼 別	専 I	業 兼 兼	3.8	10.0	7.0	5.3	3.8	5.9	7.6	8.8	14.1	69	86	91	15
	I		6.3	11.8	8.1	5.0	6.3	7.5	8.1	8.8	12.8	71	122	87	48
	II		6.1	4.9	7.5	3.2	6.1	9.1	8.2	8.8	12.4	79	101	16	110
北 海 北 道 東 道 関 東 東 海 近 畿 中 国 四 国 九 州			<b>6.8</b>	11.1	10.2	4.3	<b>8.3</b>	<b>7.8</b>	8.4	9.7	<b>22.2</b>	83	107	<b>98</b>	29
			4.7	6.7	7.5	4.1	4.7	12.0	7.5	9.0	14.5	70	86	45	72
			4.0	4.6	7.0	3.1	3.2	12.6	7.9	8.7	10.4	75	95	27	96
			4.1	6.0	6.8	4.2	4.6	12.3	8.3	8.8	15.6	76	109	40	88
			3.8	5.8	6.4	4.8	4.3	11.8	8.8	9.0	15.1	81	119	26	105
			3.8	4.5	5.7	2.5	3.4	11.1	8.3	8.6	11.7	87	117	20	107
			3.9	4.9	6.2	3.5	3.7	11.6	8.5	10.2	12.6	88	89	23	118
			3.6	7.1	7.1	4.3	4.9	11.8	8.7	9.5	12.9	75	116	38	81
			4.3	7.0	7.0	4.0	4.6	12.0	8.4	10.0	14.7	70	81	38	80

注:『農家経済調査』(昭和37, 53年度版),『類型別農家経済統計』(37年度版),『農家の形態別にみた農家経済』(53年度版)により算出した。



紙面の制約のため四五年以前と以後の対比は別の機会に譲り、以下の分析では昭和五三年を主対象とし、三七年〔「農家経済調査」拡充整備される、「選択的拡大」軌道にのる、稲作の有利性著しく開田が進む、米の一人当たり消費量最高水準……〕を比較の対象とすることにす。

第3表は昭和五三年の農家経済指標を三七年と対比して、その増加倍率を経営規模別、地域別に比較したものである。これによれば、

(1) 稲作粗収益は〇・五ヘクタール未満ⅡⅠ層を除き階層差がないが、稲作以外粗収益、労働生産性、土地生産性、農業所得のいずれも、最も農業生産者らしい二ヘクタール以上ⅡⅤ層がさすがに最大の伸びを示し、逆に最も非農家的なⅠ層の伸びは著しく小さい。それゆえ、農業生産の階層差は一層拡大しつつある。

(2) 農外所得は中間のⅢ・Ⅳ両層がともに一五倍弱で最高、Ⅴ層は一二倍、最低のⅠ層でも一一倍弱で、農業所得の伸び(Ⅴ層五倍とⅠ層二倍)を圧倒し、全階層的な兼業深化を物語っている。

(3) 可処分所得、一人当たり家計費、農家経済余剰のいずれも下層ほど増加倍率が高い。

(4) 五三年時点の一人当たり家計費は、農外所得の家計費充足率一一五%の非農家的農家ⅡⅠ層が八一万円で最高、同九八%のⅡ層が七九万円でそれに次ぎ、逆に農業所得の家計費充足率九一%の農家らしい農家ⅡⅤ層は六九万円で最低(Ⅲ・Ⅳの中上層はともに七一万円)という明瞭な逆格差が認められる。

(5) 五三年の農家経済余剰は、ⅠとⅢの下・中層の九三と九七万円に対し、一人当たり家計費が最低のⅤ層が一三一万円(家計費一・九人分)で群を抜いている。農業生産の拡大に意欲的な上層農家が家計費を節約して剰余の蓄積に励む姿が浮かび上がる。だが中・下層も家計費一人分以上の大きな剰余を残して農地の喪失を回避しえている

以上、農地購入による規模拡大は困難かつ不採算とならざるをえないであろう。

(6) 北海道を除く八地域は、稲作粗収益、非稲作粗収益、時間当たり純生産（七倍前後）、一〇アル当たり純生産（四倍前後）、農業所得（四倍前後）、農外所得（一二倍前後）、可処分所得（八倍前後）、一人当たり家計費（九倍前後）、農家経済余剰のすべての指標について極めて近似的な数値が並んでいる。農家の就業形態の変化の方向と大きさにほとんど地域差が存在しないことは明らかである。

(7) 北海道は農業生産の諸指標のいずれも抜群の伸びをしめし、農業所得の増加（八・三倍）が農外所得の増加（七・八倍）を凌駕しているだけでなく、農家経済余剰が二二倍增を記録し他地域（一〇・一五倍增）に抜きん出ている点で極めて特異な地位を占めている。

(8) 五三年の一人当たり家計費は、農外所得だけで家計費を充足しうる中国・近畿・東海と、農業所得だけで家計費をほばかなえる北海道がやや高いが、ほぼ全地域が全国平均の上下一割の範囲内にあり地域格差は比較的小さい。三七年もほぼ同様である。従って地域格差は拡大も縮小もせずおおむね横ばいに推移したといえよう。

第4表は昭和五三年の地域別・階層別農家経済指標を示している。この表によれば、

(1) 〇・五ヘクター未満層の平均的農家は農外所得だけで家計費を充足したうえ、農業所得二三万円をはるかに凌ぐ五一万円の「農外余剰」を残している。しかも山陰、南九州、北九州を除く九地域で「農外余剰」が農業所得を上回っている。

(2) 平均的なⅡ兼農家は農外所得のみで家計費を充足したうえ農業所得五五万円に迫る三七万円の「農外余剰」を残している。しかも東北を除く全地域で農外所得は家計費を上回り「農外余剰」を残している。特に東海・近畿

第4表 地域別・類型別農家経済指標（昭和53年）

（単位：万円，％）

都府県	農家	農構成 家比	農外 所得	家計 費	農外 余剩	農業 所得	稲作 所得	1人 当り 家計 費	農家 経済 剩	家計費 充足率		農依 存度
										農業 所得	農外 所得	
経営 規模	平均	100	307	341	-34	114	40.5	76	100	33	90	73
	~0.5ha	I 40.7	379	328	51	23	10.4	81	97	7	115	94
	0.5~1	II 29.7	334	343	-9	80	29.6	79	93	23	98	81
	1~1.5	III 14.9	258	338	-80	163	52.6	71	97	48	76	61
	1.5~2	IV 7.3	213	354	-141	226	81.9	71	104	64	60	49
	2~	V 7.4	145	382	-237	349	149.7	69	131	91	38	29
専業	I 兼	11.7	43	286	-243	260	54.4	69	86	91	15	14
	II 兼	17.4	151	350	-199	302	102.2	71	122	87	43	33
	II 兼	70.9	390	354	37	55	30.3	79	101	16	110	88
兼業	~0.5ha	I 36.6	409	340	69	19	10.4	81	97	6	120	96
	0.5~1	II 23.6	391	361	30	56	31.2	79	98	16	108	88
	1~1.5	III 7.9	359	356	3	104	57.1	73	109	29	101	78
	1.5~2	IV 2.2	345	398	-54	145	92.1	78	102	36	87	71
	2~	V 0.8	352	392	-40	184	141.7	71	139	47	90	66

	経営規模 0.5ha 未満層						第II種兼業農家					
	農構成 比	農外 所得	家計 費	農外 余剩	農業 所得	稲作 所得	農構成 比	農外 所得	家計 費	農外 余剩	農業 所得	稲作 所得
東北	25.1	336	311	24	23	11.5	60.8	324	341	-18	78	45.7
北陸	31.8	386	339	47	22	14.7	77.3	384	362	22	69	57.4
北関東	27.6	348	312	36	32	8.2	64.1	407	356	51	58	23.7
南関東	38.2	405	336	69	25	5.1	69.5					
東山	47.2	424	338	86	33	8.7	74.2	463	387	75	49	23.0
東海	49.7	442	359	84	26	9.6	81.1					
近畿	54.8	470	376	94	18	14.0	83.9	475	396	79	43	29.5
山陰	40.7	317	340	-23	23	10.5	76.9					
山陽	53.2	409	360	49	16	10.4	79.3	388	367	21	47	27.4
四国	45.4	327	285	42	20	9.2	70.0					
北九州	38.4	296	291	5	19	11.3	64.2	320	301	19	46	26.0
南九州	48.4	236	244	-8	29	9.2	55.5					

一九

注(1) 『農家経済調査』(昭和53年度版), 『農家の形態別にみた農家経済』(昭和53年度版), 『農業調査』(昭和54年版) により作成した。

(2) 稲作所得は後出第3図の稲作所得率算定式により筆者が推計した。

では「農外余剰」は農業所得をも凌ぎ、関東東山・四国ではほぼ匹敵している。

(3) 都府県全農家の三七%を占める〇・五ヘクタール未満のⅡ兼農家(Ⅱ兼Ⅰ層)の「農外余剰」六九万円は農業所得の一九万円三・六倍に達しており、同じく二四%を占める〇・五〜一ヘクタールのⅡ兼農家(Ⅱ兼Ⅱ層)の「農外余剰」三〇万円は農業所得五六万円の半ばを超えている(Ⅱ兼Ⅲ層:「農外余剰」三万円、農業所得一〇四万円)。右に示した(1)専業・Ⅰ兼を含む〇・五ヘクタール未満層、(2)三ヘクタール以上層をも含むⅡ兼、(3)〇・五ヘクタール未満のⅡ兼Ⅰ層、〇・五〜一ヘクタール未満のⅡ兼Ⅱ層等々の「農外余剰」と農業所得の数値から推して、都府県農家の少なくとも三〇%(構成比三七%のⅡ兼Ⅰ層の大部分と同二四%のⅡ兼Ⅱ層の一部)は、農外所得だけで家計費を充足した後の「農外余剰」より農業所得の方が少ない事実上の非農家に転化している、とみて大きな誤りはないであろう(正確な推計は別の機会に譲る外はない)。

他方、最近、稲作所得等の伸び悩みと農外就業への傾斜が相俟って、北陸・東北の水稲単作地帯を中心に一ヘクタール以上の中・上層でⅡ兼農家が急増している(『一九八〇年世界農林業センサス結果概要(Ⅰ)』によれば、昭和五〇〜五五年の五年間に一・五〜二ヘクタールのⅡ兼は四四%増、二〜二・五ヘクタールのⅡ兼は六八%増、二・五〜三ヘクタールのⅡ兼は七七%増、三ヘクタール以上のⅡ兼は五四%増)。今後も急増を続けるであろう。

一ヘクタール以上のⅡ兼農家は、後出第11表によれば米粗収益シェアが一八%を超えておりしかも益々拡大しつつある。このような稲作の有力なシェアを占める中・上層のⅡ兼農家と、前述の事実上の非農家というべき零細Ⅱ兼農家は、同じⅡ兼農家とはいえ生活意識も営農意欲も就業形態も機械装備も生産性も……著しく異なっており、従って農業生産における役割も社会的性格もけっして同一視することはできない。だから少なくともこの二つの異

なったタイプのⅡ兼農家は明確に区別すべきである。実際、両者をⅡ兼農家として一括してしまうと、規模拡大が進まぬためにⅡ兼化せざるをえない中核的稲作農家の農業生産における役割を過小評価し、Ⅱ兼農家の社会的性格を見誤るおそれがあるであろう。

それはさておき、水稻単作的中・上層Ⅱ兼農家はいうに及ばず、膨大な零細Ⅱ兼農家も稲作に特化する傾向が強く、しかもⅡ兼農家は都府県の稲作面積の過半を制するに至っている。しかしその稲作は深刻な構造的過剰に陥っており、価格・数量両面からの稲作所得の削減は、特に稲作主産地の中核的農家に甚大な影響を与えるところにも、稲作を最後の拠り所とする零細農家の離農を促進しつつある。稲作農家の階層分化が今後一層激化することは確かであるが、中核的農家が稲作の支配的シェアを制する可能性があるか否かは議論の別れるところである。

このような現状において稲作が諸階層の農家経済に占める地位を、以下さまざまな角度から検討しよう。

#### 四、稲作所得の推計、稲作の地位の低下

稲作所得を推計するためにはまず稲作所得率を推計しなければならない。それには「米生産費調査」を援用する方法もあるが多くの問題を含んでいるので、ここでは同じ「農家経済調査」の水稻単一経営の農業所得率を基準として稲作所得率を算定することにする。

稲作依存度九一〜九六%の水稻単一経営の農業所得率は稲作所得率そのものであるといっても過言ではないであろう。それゆえ水稻単一経営の稲作所得率は農業所得率によって代用する。しかし一般農家の稲作依存度は極めてさまざまであり、稲作所得率を農業所得率で代用することはできない。そこで一般農家については、水稻単一経営

の作付面積と農業所得率の相関関係から稲作所得率算定式を導き、この式に基づいて稲作所得率を算出することにする。その具体的方法と稲作所得率算定式は第三図に示したとおりである。

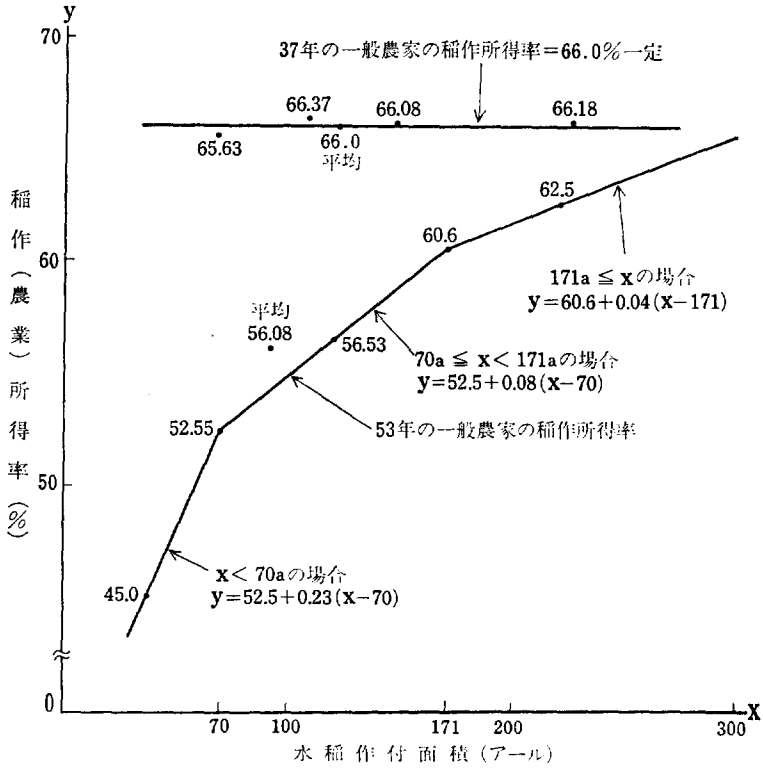
第5表は、第三図の「一般農家の稲作所得率算定式」に基づき昭和五三年を対象として都府県農家諸階層の稲作所得率を算定し、稲作粗収益を乗じて稲作所得を算出するとともに、それが農家経済に占める地位を比較したものである。この表から次の諸点を読みとることができる。

(1) 都府県農家の平均稲作所得は四〇万円、農業所得の三六%を占めているが家計費の僅か一二%しか充足しえない。経営規模三ヘクタール以上層ですら稲作所得二一五万円では家計費の五一%しか充足しえない。全農家の四割を占める〇・五ヘクタール未満層の稲作所得一〇万円では家計費の僅か三%、すなわち一〇日分の生活費しかまかなえない。農業所得に占める稲作所得の割合は、中間層が最も低く(三二%)、最上層が最も高い(四八%)。

(2) II兼農家は稲作所得三〇万円、家計費充足率九%で、I兼農家の各一〇二万円、二九%、専業農家の各五四万円、二一%に比してかなり低く、農家経済に占める稲作所得の地位は著しく低い(可処分所得の七%、I兼は二%、専業は一%)。しかしII兼農家の稲作以外の農業所得二五万円は専業・I兼農家の各二〇五万円、二〇〇万円の八分の一に過ぎず、稲作依存度五五%は専業農家の二一%、I兼農家の三四%を大きく上回り、II兼農家の稲作特化傾向を裏書きしている。

(3) II兼農家のほとんどを占める「農業専従者のいないII兼農家」は稲作所得二八万円(稲作依存度六九%)、非稲作所得一三万円、一〇アール当たり純生産六・七万円。専業農家の大部分を占める「基幹男子農業専従者のいる専業農家」は各六五万円(一八%)、二九〇万円、一九万円。また「基幹男子農業専従者がいるI兼農家」は各

第3図 水稲単作農家の農業所得率と一般農家の稲作所得率算定式



注. 『類型別農家経済統計』(昭和36~38年度版), 『農家の類型別にみた農家経済』(昭和51~53年度版)によって算定式を求めた(本文参照).

水稲単作農家の作付規模別農業所得率 { 上段の各点 (36年・37年×2・38年の平均値)  
下段の各点 (51年・52年・53年×2の平均値)

八八万円（二五％）、二六五万円、一九万円。みられるように基幹男子農業専従者がいる専業・I兼農家は、農業専従者のいないII兼農家と対比して、稲作所得は二〜三倍にすぎないが稲作以外の農業所得は実に二〇〜二二倍、一〇アール当たり純生産も三倍に達する格差がある。

(4) 「農業専従者がいないI兼農家」は稲作所得一五五万円（稲作依存度七二％）、非稲作所得六一万円。「基幹男子農業専従者がいるII兼農家」は各四四万円（二九％）、八九万円。つまりI兼農家でも農業専従者がいない場合には稲作に特化する傾向が強く、基幹男子農業専従者がいるI兼農家より稲作所得と稲作依存度が格段に高いに反して、II兼農家でも基幹男子が農業に専従している場合には稲作依存度が著しく低いことは明白である。

以上の諸点から明らかのように、稲作に特化するか否かは基幹男子が農業に専従（II定義に従えば、年間一五〇日以上農業に従事）するか否かに依存するところが大きく、極端にいえば「基幹男子は稲作に親しまない」といえよう。つまり基幹男子が農業に専従する場合には、一般に野菜、果樹、工芸作物、施設園芸、養豚、養鶏、酪農

（都府県，昭和53年）

A 農所 業得 (%)	A 可所 処分 得 (%)	A 家計 費 (%)	B 家計 費 (%)
92	17	22	97
91	6	7	110
92	13	16	105
92	23	28	89
93	36	46	75
93	49	61	61
94	61	79	46
93	65	90	36
96	89	139	16
<b>36</b>	9	<b>12</b>	<b>90</b>
45	2	3	115
37	7	9	98
32	12	16	76
36	18	23	60
42	21	29	47
43	30	39	37
48	37	51	28
<b>21</b>	14	19	39
37	11	15	83
<b>67</b>	7	9	108
21	11	19	15
<b>18</b>	15	27	13
31	15	17	24
<b>56</b>	11	15	21
34	22	29	43
<b>25</b>	17	24	42
33	19	26	51
<b>72</b>	41	50	40
55	7	9	110
<b>29</b>	9	12	88
41	9	12	99
<b>69</b>	6	8	114
27	19	23	37
52	33	43	40
35	22	29	48
22	14	21	48
49	7	8	92
57	11	13	76
57	8	10	106
54	5	7	121

基づき第3図の「稲作所得」を求めた。



第5表 稲作所得の推計，農家経済における稲作所得の地位

		稲面 作 付 積	稲 租 収 作 益	所 得 率	稲 所 作 得 (A)	稲の得 作農 以業 外所 (万円)	農所 外得 (B)	10純 a 当 生 り 産 (万円)	
		(a)	(万円)	(%)	(万円)	(万円)	(万円)	(万円)	
水 稻 単 作 農 家	水 稻 作 付 規 模	平 均	90	143	54.0	77.3	7	344	7.6
		~ 0.5ha	38	57	41.3	23.3	3	377	4.7
		0.5 ~ 1	71	110	50.4	55.6	5	363	6.8
		1 ~ 1.5	119	191	54.2	103.5	9	329	7.8
		1.5 ~ 2	171	282	59.5	167.9	12	274	9.1
		2 ~ 2.5	222	381	60.7	231.4	17	231	10.1
		2.5 ~ 3	268	453	61.4	278.0	19	162	10.3
		3 ~ 5	358	606	63.7	386.1	30	155	10.2
5 ~	584	981	66.2	649.4	31	73	11.1		
一 般 農 家	經 營 規 模	平 均	54	83	48.8	40.5	73	307	12.1
		~ 0.5ha	18	26	40.6	10.4	9	379	7.6
		0.5 ~ 1	43	64	46.2	29.6	50	334	11.1
		1 ~ 1.5	67	102	51.8	52.6	111	258	13.7
		1.5 ~ 2	97	150	54.6	81.9	144	213	13.6
		2 ~ 2.5	120	188	56.5	106.3	188	169	13.7
2.5 ~ 3	150	244	58.9	143.3	191	135	12.8		
3 ~	216	356	60.5	215.4	231	117	11.7		
專 兼 業 均	農 業	基 幹 男 子	80	123	53.3	65.4	242	136	17.9
		老人, 女子のみ	61	94	50.4	47.6	80	272	11.5
		な	44	68	46.6	31.5	15	370	7.2
專 業	農 業	平 均	68	104	52.1	54.4	205	43	17.6
		基 幹 男 子	80	122	53.3	64.8	290	41	19.3
		老人, 女子のみ	54	82	48.8	40.0	89	55	12.2
		な	43	67	46.4	31.0	24	44	8.4
I 兼 業 者	農 業	平 均	111	183	55.8	102.2	200	151	16.7
		基 幹 男 子	101	161	55.0	88.3	265	157	19.1
		老人, 女子のみ	94	156	54.5	85.1	170	165	15.9
な	151	262	59.0	154.8	61	124	11.5		
II 兼 業 者	農 業	平 均	44	65	46.4	30.4	25	390	7.9
		基 幹 男 子	59	87	50.0	43.6	89	330	11.5
		老人, 女子のみ	56	84	49.2	41.3	59	345	9.9
		な	41	61	45.7	27.9	13	406	6.7
I 兼 業 種 類	兼 業 種 類	自 營	95	154	54.5	83.9	232	117	
		臨時的賃労働員	132	219	57.4	125.8	114	116	
		恒常的賃労働員	110	183	55.7	101.7	182	167	
		職	98	157	54.8	85.7	307	196	
II 兼 業 種 類	兼 業 種 類	自 營	40	57	45.6	26.1	28	297	
		臨時的賃労働員	48	70	47.4	33.3	25	197	
		恒常的賃労働員	48	72	47.3	33.9	25	355	
		職	40	61	45.6	27.8	23	478	

注. 『農家経済調査』(53年度版), 『農家の形態別にみた農家経済』(53年度版)に  
率算定式」を用いて稲作所得率および稲作所得を算出し, さらに上記の諸数値

など稲作以外、とりわけ非耕種部門を著しく拡充して一〇アール当たり純生産を大幅に増大させる方向に活路を見出さざるをえず、それに成功した場合に専業農家またはⅠ兼農家として存続しうることを示している。換言すれば、基幹男子が稲作以外を拡充しない限り、かなり規模の大きな農家でも遅かれ早かれ農外就業に傾斜せざるをえなくなり、かくして水稲単作農家はⅠ兼化しさらにⅡ兼化する傾向があることを示唆している。

それゆえ「Ⅱ兼農家は稲作に特化している」というのは必ずしも正確ではなく、むしろ「稲作に特化した農家はⅡ兼農家となる」というべきであろう。実際、Ⅰ兼、Ⅱ兼という農業所得・農外所得の大小により区分される農家類型によって農家の就業形態が規定されるのではなく、まさに逆である。そして稲作に特化しつつ農外就業に傾斜した農家はⅡ兼農家となり、稲作以外の生産を著しく拡充しえた農家は専業・Ⅰ兼農家として存続しうることになる。さらにいえばそれは、稲作はⅡ兼農家（およびⅠ兼農家）、稲作以外は専業・Ⅰ兼農家という生産分担が益々明確化してゆく過程である、といっても過言ではないであろう。

第6表は昭和三七年と五三年を対象として稲作所得を地域別、階層別に推計し、それが農家経済に占める地位を示したものである。これから次のような認識が得られるであろう。

(1) 三七年には都府県の平均的農家の稲作所得は一三万円、農業所得の五〇%、可処分所得の二五%を占め農外所得と均衡し一・六人分の家計費をまかなえた。だが五三年の稲作所得四〇万円は農業所得の三六%、可処分所得の九%を占めるに過ぎず、農外所得の僅か八分の一となり〇・五人分の家計費しか充足しえぬまでに地位が低下している。

(2) 稲作所得は三七一五三年の一六六年間で僅か三倍しか増えておらず、最高の二ヘクタール以上ⅡV層でも三・



五倍増にとどまっている。特に全農家の四割を占める〇・五ヘクタール未満Ⅱ層は僅か八〇%増にすぎない。Ⅰ層の稲作所得は三七年には可処分所得の一二%を占め〇・七人分の家計費を充足していたが、五三年には可処分所得の二・五%、農外所得の三六分の一、農外所得から家計費を差し引いた「農外余剰」の五分の一（第4表参照）に低下し、〇・一三人分の家計費しかまかなえない。

(3) 三七年には農外所得と均衡していた一・一・五ヘクタール層の稲作所得は、五三年にはその五分の一に低下している。またⅤ層は三七年には農外所得の三・五倍の稲作所得で四・八人分の家計費をまかなえたが、五三年には稲作所得は農外所得とほぼ同水準に低下し二・二人分の家計費しか充足しえなくなっている。

(4) 三七年には専業とⅠ兼の稲作所得は伯仲していたが、その後Ⅰ兼の五・三倍増に対し専業は三倍増にとどまったので、五三年の稲作所得はⅠ兼一〇二万円、専業五四万円と約二倍の格差が生じている。そして三七年にはともに二・四人分の家計費をまかっていたが、五三年にはⅠ兼は一・四人分、専業は〇・八人分しか充足しえなくなっている。特に専業農家における稲作所得の低下が著しいことに留意すべきであろう。

(5) 北陸のⅠ兼農家の五三年の稲作所得二〇四万円（都府県農家平均の五倍）は三七年の七倍弱と抜群の伸びを示しているだけでなく、農業所得の七七%、可処分所得の五〇%を占め、なお三・一人分の家計費を充足している。東北のⅠ兼農家は一五二万円、六倍増でそれに次ぎ、可処分所得の三五%を占め二・二人分の家計費をまかっている。東北・北陸の専業農家も家計費約二人分の稲作所得があり、稲作はなお重要な地位を占めている。

(6) 東北・北陸・九州のⅠ兼とⅡ兼および関東東山のⅠ兼は、三七〇五三年に稲作所得が五〇七倍に増加し、稲作依存度は八三〇五七%となお高い水準を維持しているが（関東東山と九州のⅠ兼を除く）、東海の専業・Ⅰ兼、

近畿・四国の專業などは二倍前後の増加にすぎず、稲作依存度は七〇・一％にまで低下している。各地域とも專業の稲作依存度の低下が最も著しく、I兼もかなり低下している。だが稲作以外を極力縮小して稲作に特化したといわれるII兼農家までが、ほぼ全地域で稲作依存度を低下させていることは看過しえない（都府県のII兼：六一％↓五五％、東北のII兼：六六％↓五九％）。

以上のような農家経済における稲作所得の地位の変化は、それぞれの階層に属する農家群の就業形態の変化を反映しているだけでなく、それ以上に階層変動、特に專業↓I兼↓II兼化の動きの所産とみるべきであろう。

例えば、I兼農家の稲作所得の伸びが最も大きいのが、I兼農家自身が稲作を拡充しただけでなく、その中・下層がII兼化した反面、稲作所得がより多い水稻単作的專業農家の多くがI兼の上層に参入した結果、五三年時点のI兼農家の平均稲作所得が押しあげられたためであろう。同様にして東北・北陸・九州などのII兼農家の稲作所得の伸びも著しいが、零細II兼農家の一部が稲作から離脱した反面、稲作所得がより多い水稻単作I兼農家のII兼化によって、II兼農家の平均稲作所得がかさ上げされた結果と考えられる。逆に各地域とも專業農家の稲作所得の伸びは最も小さいが、專業農家のうち基幹男子が農業に専従して特に稲作以外の生産拡大に注力した農家群や老人世帯が專業農家として留まり、非稲作部門を拡充する代わりに農外就業に傾斜した農家群、特に規模の大きい水稻単作農家がI兼化したため、残存する專業農家の稲作所得の伸びが実際以下に低く表示されていると考えられる。

また稲作に特化したはずのII兼農家の稲作依存度がほぼ全地域で多少とも低下しているが、稲作に特化したII兼零細層が離農した反面、稲作依存度がより低いI兼農家がII兼化したため、五三年のII兼農家の稲作依存度が押し下げられた、という階層変動の影響によるところが大であろう。

しかし構造的過剰の下で作付け制限、米価引き上げ抑制という数量・価格両面からの稲作所得の削減作用と、機械の過剰装備等による所得率の低下が相俟って、稲作所得が著しく伸び悩んだことが、Ⅱ兼農家をも含む全農家の稲作依存度低下の主因であることは疑いない。

そこで以下、最近の米価引き上げ抑制Ⅱ実質的な米価引き下げが各地域の諸階層の農家経済にいかに異なった影響を与えているか、という問題に限定して推計を続けよう。

### 五、米価の実質的低下が農家諸階層に与える影響

労賃や生産財・消費財の価格が高騰を続ける中で、米価が据え置かれまたは米価引き上げが抑制されている最近の事態は、労賃や生産費や物価が一定の下で米価が引き下げられた場合とおおよそ同じような影響を農家経済に与える、と想定して大きな誤りはないであろう。それゆえ米価の実質的低下が農家諸階層に与える影響を観察するためには、単純明快に「仮に米価が一〇%引き下げられた場合、農家経済にいかなる影響を与えるか」という条件設定を行うのが便宜であろう。米価引き下げといかにも刺激的な響きがあるが、断わるまでもなく米価引き下げを主張する政策論議とは全く無縁である。米価一〇%引き下げという仮定は、例えば米価が据え置かれている間に生産費や労賃が一五%以上高騰するというような事態を近似的に反映するといえよう。米価が一〇%引き下げられると米販売額が一〇%減少するが、減収分はそのまま所得減少につながるので稲作所得は一五%以上減少することになる。それが農家諸階層にいかに異なった影響を与えるかを計測することがここでの課題である。

第7表は米価が一〇%引き下げられた場合の農家経済への影響度を階層別・地域別に示したものである。これか

第7表 米価が10%引き下げられた場合の農家経済への影響度(都府県,昭和53年)

経営規模	専業兼業	稲作所得 (千円)	10稲作所得 a当り (千円)	米価が10%引き下げられた場合(=米販売額10%減少)								10稲作所得 a当り (千円)	
				稲作所得 減少額 (千円)	稲作所得 (千円)	農業所得 (千円)	農外所得 (千円)	可所 処 分得 (千円)	1家 人計 当り 費 (千円)	経済 余 剰 (千円)	に対する米作所得減少額の割合(%)		
											稲作所得 減少率		農業所得 減少率
全農家	平均	405	75	69	16.9	6.2	2.2	1.6	9.1	6.9	62		
	専業I兼	544	80	91	16.7	3.5	21.1	2.4	13.2	10.5	66		
	専業II兼	1,022	92	166	16.2	5.5	11.0	3.4	23.3	13.6	77		
0.5ha	平均	104	57	14	13.8	6.1	0.4	0.3	1.8	1.5	49		
	専業I兼	90	55	15	16.9	2.3	4.0	0.5	1.9	1.5	46		
	専業II兼	58	56	5	8.3	2.5	0.6	0.2	0.7	1.0	51		
0.5~1	平均	104	63	14	13.7	7.6	0.3	0.3	1.8	1.5	54		
	専業I兼	296	69	50	16.9	6.3	1.5	1.1	6.4	5.3	58		
	専業II兼	211	64	39	18.2	2.4	8.4	1.3	4.9	8.2	52		
1~1.5	平均	278	72	47	16.9	1.7	3.1	1.1	6.3	3.3	60		
	専業I兼	312	70	52	16.6	9.3	1.3	1.1	6.5	5.3	59		
	専業II兼	526	79	85	16.2	5.2	3.3	2.3	10.8	8.8	66		
1.5~2	平均	401	72	68	16.8	2.4	19.3	1.9	9.9	10.4	60		
	専業I兼	529	82	88	16.6	3.5	6.1	2.1	12.5	9.2	68		
	専業II兼	571	80	91	15.9	8.7	2.5	2.0	12.6	8.3	67		
2~	平均	819	85	132	16.1	5.8	6.2	2.9	18.7	12.7	72		
	専業I兼	612	80	99	16.2	3.2	22.1	2.6	16.2	11.6	68		
	専業II兼	887	89	142	16.0	4.8	9.5	3.0	21.5	10.7	75		
2~	平均	921	85	148	16.0	10.4	4.3	3.0	18.9	14.4	72		
	専業I兼	1,497	96	233	15.6	6.7	16.0	4.5	33.8	17.7	81		
	専業II兼	1,237	92	196	15.8	4.7	46.2	4.0	29.8	15.2	77		
東北	平均	1,945	104	295	15.2	8.1	18.5	5.5	40.5	22.7	88		
	専業I兼	1,417	93	220	15.5	11.9	6.3	4.2	31.2	15.9	78		
	専業II兼	1,247	99	203	16.2	6.5	41.6	4.9	30.7	21.1	83		
北陸	平均	1,522	100	241	15.8	8.9	17.6	5.5	34.9	24.3	88		
	専業I兼	457	80	78	17.0	10.0	2.4	1.8	10.9	9.7	66		
	専業II兼	1,234	91	198	16.1	9.6	51.4	7.0	32.4	57.0	76		
関東山	平均	2,042	105	309	15.1	11.6	19.2	7.6	46.0	50.0	89		
	専業I兼	574	85	94	16.3	13.6	2.4	2.0	12.2	9.1	71		
	専業II兼	492	74	81	16.5	2.6	20.2	2.0	11.9	10.0	62		
東海	平均	984	98	135	13.7	3.9	8.6	2.7	19.1	9.2	85		
	専業I兼	237	70	40	16.8	6.9	1.0	0.9	5.0	3.5	58		
	専業II兼	205	61	35	16.9	11.4	7.3	0.8	4.6	2.6	50		
近畿	平均	395	70	66	16.7	1.8	3.5	1.2	8.7	4.5	58		
	専業I兼	230	63	37	16.2	7.7	0.8	0.7	4.5	3.3	52		
	専業II兼	394	75	68	17.3	3.0	12.7	1.8	8.3	11.1	62		
中国	平均	686	79	110	16.1	3.6	6.3	2.2	15.1	6.9	67		
	専業I兼	295	68	49	16.5	11.3	1.0	0.9	5.6	4.0	57		
	専業II兼	463	76	82	17.6	4.2	17.6	2.6	10.2	13.7	63		
四国	平均	687	83	111	16.2	4.1	7.0	2.4	13.8	8.7	69		
	専業I兼	274	66	46	16.9	9.8	1.0	1.0	5.2	5.1	55		
	専業II兼	258	64	44	17.0	1.8	7.3	1.0	6.3	2.6	53		
九州	平均	489	77	81	16.5	2.6	4.7	1.6	9.7	5.9	64		
	専業I兼	203	63	35	17.1	6.8	9.7	0.8	4.6	3.7	53		
	専業II兼	390	69	66	16.8	3.2	20.6	2.1	10.1	9.9	57		
九州	平均	725	83	118	16.3	3.9	9.4	2.6	17.3	9.5	70		
	専業I兼	260	64	43	16.5	9.4	1.3	1.1	5.9	5.2	54		
	専業II兼												

注. 第5表掲示の資料および第6表により算出した。

ら次のような認識が得られるであろう。

- (1) 米価が一〇%引き下げられた場合、都府県の平均的農家の稲作所得は一七%、六万九千円減少する。これは可処分所得の僅か一・六%、一人当たり家計費の九%、経済余剰の七%にすぎず、稲作以外の農業所得を六%増やすか農外所得を僅か二・二%増やせば補填することができる。特に四割を占める〇・五ヘクタール未満Ⅱ層では、稲作所得減少額一万四千円は可処分所得の僅か〇・三%、家計費一・六日分にすぎず、影響は極めて小さい。
- (2) 二ヘクタール以上Ⅴ層のⅠ兼農家の稲作所得減少額三〇万円(最高)は、可処分所得の五・五%、一人当たり家計費の四一%、経済余剰の二三%に相当し、これを補填するためには稲作以外の農業所得を八%増やすか、農外所得を一九%も増やさなければならぬ。稲作の中核的農家はかなり大きな影響をうけることは明らかである。
- (3) 関東以西の諸地域では専業・兼業の別なく稲作所得減少額は可処分所得の〇・七〜二・七%、一人当たり家計費の高々二カ月分にすぎないが(東北・北陸のⅡ兼も同様)、東北・北陸の専業・Ⅰ兼の稲作所得減少額は、可処分所得の五〜八%、一人当たり家計費の四〜六カ月分、経済余剰の二一〜五七%に相当し、稲作以外の農業所得を七〜一二%増やすか農外所得を(Ⅰ兼の場合)一八〜一九%も増やさなければ補填することはできない。
- (4) 米価一〇%引き下げにより一〇アール当たり稲作所得は一七%前後低下するが、Ⅴ層はなお八万円台を維持しうるのに反して、零細なⅠ層は五万円前後、Ⅱ層は六万円前後に低下する。また東北・北陸の専業・Ⅰ兼農家はなお八〜九万円を確保しうるが、関東と九州のⅡ兼農家は五万円台に低下する。特に零細Ⅱ兼農家の場合、米価引き下げによる所得減少額は少ないが、一〇アール当たり所得が転作奨励補助金の水準に接近し、転作や農外転用を促進する契機となりうることに留意すべきであろう。



第8表は水稲単作農家を対象として、稲作(Ⅱ自家農業)家族労働一時間当たり所得と農外(Ⅰ自家農業以外)家族労働一時間当たり所得(以下、単に稲作、農外と略記する)を対比しつつ、仮に米価が一〇%引き下げられた場合の影響度を地域別、階層別に比較したものである(同表注参照)。この表から少なくとも以下の諸点を読みとることができるであろう。

- (1) 東山と九州の各地域では、稲作農家のうち作付規模〇・五ヘクタール未満層は八五%(東山)と六三%(中国)を占め、〇・五と一ヘクタール層を加えると実に九八%(東山)と八八%(九州)に達する(『農業調査』五四年版により算出)。そこで圧倒的多数を占める〇・五ヘクタール未満層について、五三年の稲作と農外就業の時間当たり所得を対比すれば(単位Ⅱ円)、関東東山、稲作三二三、農外九三〇、東海各二七一、一二八三、近畿各二六七、一〇四七、中国各三〇五、八九二、四国各四四六、一〇六〇、九州各二四四、八二六。みられるように米価引き下げ前でさえ稲作の時間当たり所得は格段に低く、農外就業の二二%(東海)と四一%(関東東山)にすぎない。
- (2) 米価が一〇%引き下げられた場合、〇・五ヘクタール未満層の稲作の時間当たり所得は農外のそのの一七と三五%に低下する(東海一七%、近畿一九%、九州二四%、中国二八%、四国・関東東山各三五%)。また〇・五と一ヘクタール層の稲作の時間当たり所得は農外就業の二九と四四%に低下する(東海二九%、中国三四%、九州三五%、近畿三八%、関東東山四〇%、四国四四%)。要するに関東と九州の圧倒的多数の稲作農家は、米価一〇%引き下げにより農外就業の六分の一と二分の一の時間当たり所得しか実現しえなくなると推定される。
- (3) 東北・北陸では東海・近畿等と対比して稲作の所得水準は高く農外の所得水準は低いので、米価が一〇%引き下げられた場合の稲作の時間当たり所得は、〇・五ヘクタール未満層でも農外の四二と五五%、〇・五と一ヘク

第8表 米価が10%引き下げられた場合の労働時間当たり所得の変化  
(都府県水稻単作農家, 昭和53年)

都府県水稻単作農家	家族労働1時間当たり所得(円)	米価が10%引き下げられた場合(米販売額10%減少)			家族労働1時間以外(農外)所得(円)		米価が10%引き下げられた場合(米販売額10%減少)			家族労働1時間以外(農外)所得(円)
		稲作所得減少率(%)	1稲作時間当り所得減少額(円)	差引稲作1時間当り所得(円)			稲作所得減少率(%)	1稲作時間当り所得減少額(円)	差引稲作1時間当り所得(円)	
平均 ~0.5ha	666	16.4	109	557	983	924	15.0	139	785	750
0.5~1	343	18.6	64	279	1,007	510	14.7	75	435	791
1~1.5	522	16.9	88	434	969	681	14.7	100	581	762
1.5~2	887	16.8	149	738	880	816	15.6	127	688	749
2~2.5	975	15.6	152	823	768	1,113	15.0	167	947	691
2.5~3	1,026	15.6	160	866	689	1,050	14.9	156	894	672
3~5	1,089	15.4	168	921	608	1,189	14.9	177	1,012	510
5~	1,277	15.2	194	1,083	693	1,361	15.2	206	1,155	692
平均 ~0.5ha	802	16.7	134	668	872	647	16.3	105	542	943
0.5~1	492	18.7	92	400	947	385	16.2	62	323	930
1~1.5	624	16.5	103	521	903	490	17.4	85	405	1,010
1.5~2	813	16.7	136	677	848	700	17.6	123	577	945
2~2.5	1,031	16.6	171	861	741	852	15.6	133	719	870
2.5~3	1,125	16.4	184	941	707	918	15.1	139	779	658
3~5	1,169	16.7	195	974	610	1,332	16.8	224	1,108	653
	1,245	17.0	212	1,032	695	1,240	13.6	169	1,071	691
平均 ~0.5ha	419	18.7	78	341	1,136	505	19.5	98	407	1,080
0.5~1	271	18.3	50	221	1,283	267	27.2	73	194	1,047
1~1.5	391	18.8	74	317	1,090	527	18.6	98	429	1,121
	528	18.9	100	428	1,014	686	19.9	137	549	892
平均 ~0.5ha	434	17.5	76	358	964	493	16.5	81	422	997
0.5~1	305	19.5	59	246	892	446	17.0	76	370	1,060
1~1.5	402	17.2	69	333	994	460	16.2	75	385	881
	631	17.1	108	523	1,112	623	14.9	93	530	1,226
平均 ~0.5ha	443	17.5	78	365	1,010	37	11.2	12	100	110
0.5~1	244	18.1	44	200	826	92	7.3	7	85	114
1~1.5	426	18.1	77	349	985	104	9.8	10	94	106
1.5~2	603	17.1	103	500	928	119	14.1	17	102	86
	622	17.8	111	512	1,008	139	11.7	16	123	112

注. 第3表掲示の資料および第5表により算出した。調査戸数が少ない階層の表示を省いた。第5表と同様に 稲作所得率=農業所得率と仮定して稲作労働1時間当たり所得を自家農業家族労働1時間当たり所得で代用した。農外労働に、他農家での農業労働や賦役公用、資産造成の労働を含む。これらを除外すれば農外労働1時間当たり所得は上記の数値よりやや高くなるであろう。

タール層では農外の五八〜七六%の水準にあり、格差が比較的小さい。

(4) 東北では一ヘクタール以上各層、北陸では一・五ヘクタール以上各層の稲作の時間当たり所得は、米価一〇%引き下げ後でも農外の時間当たり所得を凌駕している。特に三〜五ヘクタール層は(東北：稲作一一五五円、農外六九二円、北陸各一〇三二円、六九五円)東海・近畿・九州などの〇・五ヘクタール未満層の五〜六倍の高水準を示している。東北・北陸の稲作中・上層農は、米価引き下げによる農家経済の打撃は最も大きい、実質一〇%程度の引き下げの場合には農外就業に対する稲作の有利性は失われない、といつてよいであろう。

稲作と農外就業は労働の質も就業者の労働力の質も異なるうえ、農外では所得を実現しえない朝夕、休日や老人に稲作が所得を賦与している事実は否定しえない。それゆえ特に南関東以西における稲作と農外就業の時間当たり所得の著しい格差の存在は、直ちに稲作の低所得性を証するものではなく、いわんやそれが一義的に稲作縮小↓農外就業強化を決定づけるものではない。

しかし例えば労賃や物価が四割上昇し生産費が三割上昇する間に米価は一割しか引き上げられない、というような形で米価が実質的に一割以上低下する場合、特に南関東以西の零細稲作農家の稲作の時間当たり所得は農外の四分の一〜六分の一にまで低下すると想定されるが、これほどの格差が存在すればいかに稲作と農外就業の労働・労働力の質が異なるとはいえ、特に安定兼業農家の稲作縮小↓離脱が促進されることは確かであろう。

南関東〜九州の零細農家における稲作所得の地位が低いことは、米価の実質的低下による影響が小さいと同時に、稲作縮小↓離脱を容易にする条件でもある。実際、稲作の生産環境が益々厳しさを増す中で、〇・三ヘクタール未満の農家の三割、〇・三〜〇・五ヘクタールの農家の一割以上は五年以内に離農⇨稲作離脱すると推定されるが

(第2表の離農率参照)、○・五ヘクタール未満の平均的農家の稲作所得は、農外所得だけで家計費を充足した後、残余の僅か五分の一にすぎないから(第4表参照)、稲作の収益性がさらに悪化すれば格別の抵抗もなく稲作から離脱して、農地をより有利な用途(しばしば農外)に転用する動きが活発化するであろう。

しかるに東北・北陸の水稲単作的專業・I兼農家の場合、米価の実質的低下による稲作所得減は農外就業を著しく強化しなければ補填しえないが、米価が実質一割低下する程度では稲作の有利性は解消しただけでなく、稲作を縮小↓離脱するにはあまりにも影響が大きく、しかも俄かに安定的な就業機会を確保することは困難であるから、稲作縮小↓離脱が一般化することはありえないであろう。むしろ稲作の土地生産性を向上させ規模拡大を図り、数量の増加によって価格のマイナスを相殺しようとする動きの方が強いであろう。他方、東北・北陸でも米価の実質的低下により零細農家の稲作縮小↓離農が促進されるであろうが、南関東と近畿と比較して稲作の収益性が高く農外の所得水準が低いうえに、特に東北では安定的な農外就業機会に恵まれないので、零細農家の稲作離脱はさほど進展しないであろう。

米の作付け制限、米価の実質的引き下げという数量・価格両面からの稲作所得の削減は、稲作農家諸階層の規模縮小↓離脱と規模拡大という正反対の動きを激化する契機となり、それは農家間の農地貸借を拡大させるであろう。現に水稲単作地帯を中心に請負耕作形態による農地貸借がかなり広範に行われており、借地により五ヘクタール以上に規模拡大する農家も少なくない。農地貸借の拡大は時代の趨勢である。そこで借地における稲作の収益性を検討しよう。

## 六、借地における稲作の低収益性

借地により経営規模を拡大した場合、稼働率の低い機械の有効利用等によりオーバーヘッドコストが下がるので、借地部分の一〇アール当たり生産費（支払い小作料を除く）は自作地の平均的生産費より低下すると考えられる。

しかしそれを正確に計測したデータはないので、さしあたり借地・自作地とも単位面積当たり収量と第一次生産費は等しいと仮定して、小作料支払い後の稲作の収益性を検討することにする。

第9表は東北・北陸・東海・近畿の水稲単作農家を対象として、借地に係る稲作の収益性を推定したものである。この表によれば、

(1) 稲作の時間当たり所得は各地域とも階層差がかなり著しい。東北・北陸では最上層と最下層の間に二・五倍の格差がある（東北：五一〇～一三六一円、北陸：四九二～一二四五円）。

(2) だが一〇アール当たり（小作料支払い前）の稲作所得は、最下層を除けば階層差が著しく小さい（東北：九八～一一八千円、北陸：八六～九七千円）。

(3) 一〇アール当たり支払い小作料は東北・北陸では階層差が異常に大きく、最上層と最下層の間に実に三倍以上の格差がある。下層の借地はいわゆる残存小作地が大部分を占め、小作料統制の影響を残して小作料が著しく低いのに反して、上層ほど高い小作料を支払って請負耕作の形で借地する傾向が強いためであろう。だから支払い小作料の階層差は借地による規模拡大の階層差を反映しているといえよう。

(4) 小作料支払い後の一〇アール当たり稲作所得は、東北・北陸とも小作料が低い〇・五～二ヘクタールの三階

層（東北：八万二千～八万三千円、北陸：六万五千～七万三千円、自作地の六九～八五%の水準）の方が、二・五ヘクタール以上の両層（東北：五万七千～六万二千元、北陸：五万一千～五万二千元、自作地の五〇～五六%の水準）より高い。上層は自作地稲作所得の五〇%に近い高額の自作料負担の重圧により、借地稲作の収益が著しく圧迫されていることは明白である。

(5) 自作地の時間当たり稲作所得は、東北では一ヘクタール以上、北陸では一・五ヘクタール以上の各層はいずれも農外を上回っているが、小作料支払い後の借地稲作の時間当たり所得は、東北・北陸ともほぼ全階層を通じて農外をかなり下回っている（三～五ヘクタール層。東北：稲作一三六一円、借地稲作六二三円、農外六九二円。北陸：各一二四五円、五九五円、六九五円）。東海・近畿では、自作地の稲作の時間当たり所得ですら農外より格段に低いので、支払い小作料が著しく少ないにも拘わらず借地稲作の収益性は農外就業にはとうてい太刀打ちできない。

(6) 各地域の作付規模○・五ヘクタール未満層の一〇アール当たり稲作所得と同額の自作料を支払った場合、支払い後の時間当たり所得は、東北一二一～三七八円、北陸一八九～四七八円、東海六七～二二二円、近畿二一一～五六七円で、東北・北陸の三～五ヘクタールの農家でも農外の水準より格段に低い。

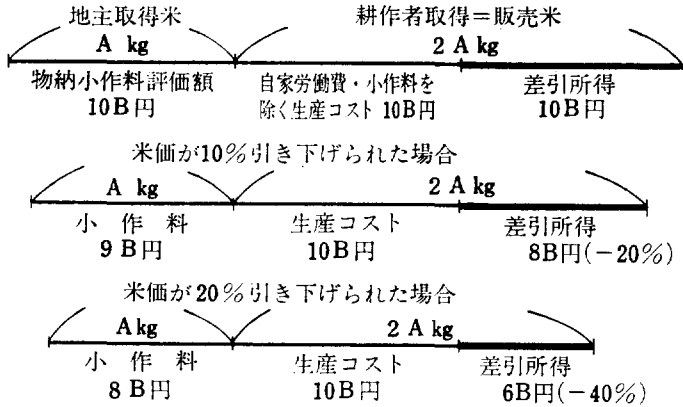
実際には、前述のように借地の一〇アール当たり生産費は自作地のそれより低いと考えられるので、小作料支払い後の稲作所得は第9表の数字よりかなり高いと推定される。特に平均より生産性の高い農家の場合はなおさらである。現実に借地により規模拡大を続けている農家は、概して平均より生産性が高く借地稲作により農外臨時雇賃金に劣らぬ時間当たり所得を実現している、と想定して誤りないであろう。ともかく借地稲作の収益性はこの表が示すより高いことは確かである。しかし現に借入地を有する農家を含めて、実勢自作料を負担して借地した場合、

第9表 借入地における稲作の収益性（都府県水稻単作農家，昭和53年）

	都府県水稻単作農家作付面積	家族労働（自家農業） 1時間当り 所得 (A) (円)	水当り 耕稲作 地所得 1 アル (B) (千円)	借支 払い 地小 作料 10 アル 当り (千円)	差 引 所 得 10 アル 当り (千円)	借 得 留 地 保 率 に 係 る 稲 作 所 (%)	借 当 り 地 保 率 に 係 る 稲 作 所 1 時 間 (千円)	50アル未満 層の10アル所得を地 代として支拂った場合の 入地に係る			家 族 労働 1時間 当り 所得 以外 (円)
								10差 引 1 稲 作 所 得 (千円)	稲 留 作 保 率 得 率 (%)	1 稲 作 所 得 (円)	
都 府 県	平均 ~0.5ha	666	93.6	23.4	70.2	75.0	500	25.3	27.0	180	983
	0.5~1	343	68.3	13.3	55.0	80.5	276	0	0	0	1,007
	1~1.5	522	85.5	15.7	69.8	81.6	426	17.2	20.1	105	969
	1.5~2	887	94.6	20.4	74.2	78.4	695	26.3	27.8	247	880
	2~2.5	975	105.1	25.1	80.0	76.1	742	36.8	35.0	341	768
	2.5~3	1,026	112.1	41.4	70.7	63.1	647	43.8	39.1	401	689
	3~5	1,089	107.0	46.2	60.8	56.8	618	38.7	36.2	394	608
東 北	平均 ~0.5	924	105.5	29.8	75.7	71.8	663	25.0	23.7	219	750
	0.5~1	510	80.5	21.1	59.4	73.8	376	0	0	0	791
	1~1.5	681	97.9	15.5	82.4	84.2	573	17.4	17.8	121	762
	1.5~2	816	100.9	17.6	83.3	82.6	674	20.4	20.2	165	749
	2~2.5	1,113	108.7	26.1	82.6	76.0	846	28.2	25.9	289	691
	2.5~3	1,050	118.0	43.0	75.0	63.6	668	37.5	31.8	334	672
	3~5	1,189	112.0	55.5	55.5	50.4	599	31.5	28.1	334	510
北 陸	平均 ~0.5	802	89.0	23.6	60.4	67.9	544	28.9	32.5	260	872
	0.5~1	492	60.1	14.2	47.9	79.7	392	0	0	0	947
	1~1.5	624	86.3	13.3	73.1	84.7	528	26.2	30.4	189	903
	1.5~2	813	91.9	26.4	65.5	71.3	580	31.8	34.6	281	848
	2~2.5	1,031	93.6	29.1	64.5	68.9	710	33.5	35.8	369	741
	2.5~3	1,125	95.3	48.2	47.2	49.5	557	35.2	36.9	416	707
	3~5	1,169	92.8	41.2	51.6	55.6	650	32.7	35.2	412	610
東 海 近 畿	平均 ~0.5	419	64.9	15.9	49.0	75.5	316	11.1	17.1	72	1,136
	0.5~1	271	53.8	20.9	32.7	60.8	165	0	0	0	1,283
	1~1.5	391	65.0	15.4	49.6	76.3	298	11.2	17.2	67	1,090
	1.5~2	528	67.3	12.1	55.2	82.0	433	13.5	20.1	106	1,014
	2~2.5	806	74.2	...	...	...	...	20.4	27.5	222	961
	2.5~3	505	67.2	16.2	51.0	75.9	383	21.0	31.3	158	1,080
	3~5	267	46.2	7.7	38.5	83.3	222	0	0	0	1,047
畿	0.5~1	527	69.5	15.8	53.7	77.3	407	23.3	30.4	266	1,121
	1~1.5	686	66.7	17.6	49.1	73.6	505	20.5	30.7	211	892
	1.5~2	1,102	95.1	23.9	71.2	74.9	825	48.9	51.4	567	924

注：『農家の形態別にみた農家経済』（昭和53年度版）により算出した。  
稲作の生産条件，生産性は自作地，借入地とも同一と仮定した。調査戸数5  
戸以下の場合，表示を省いた。

第4図 米価の引き下げが借地稲作所得に与える影響度



注. 東北、北陸の稲作上層農家を念頭において、稲作所得率=66.7% (生産コスト率33.3%), 支払い小作料(物納または代金納)=収穫量の1/3=自作地稲作所得の1/2の農家を想定.

第5表によれば、都府県水稻単作農家の所得率は、1~1.5ha...54.2%, 1.5~2ha...59.5%, 2~2.5ha...60.7%, 2.5~3ha...61.4%, 3~5ha...63.7%.

逆にいえば生産コスト率は上図のモデル農家より高いので、収穫量の1/3を物納小作料として支払った場合、当初の生産コストと差引所得の比は図のように10B:10Bではなく、例えば12B:8B, 13B:7B...となる。従って米価が10%引き下げられた場合、差引所得の減少率は図のように20%ではなく、例えば25%(8B→6B), 29%(7B→5B)に拡大する(本文参照).

農外就業並みの所得を実現できる農家が極めて限られていることは否定しえないであろう。

第四図は、借入地における稲作の収穫量三A、うち物納小作料一A、生産コスト相当分一A、耕作者所得一A、の稲作上層農家をモデルとして、仮に米価が引き下げられた場合に耕作者所得に与える影響を示したものである。

米価が一〇%低下すると耕作者取得米二Aの販売代金は一〇%||二B減少し一八Bとなるが、コストは低下しないので販売代金の減少はもっぱら耕作者所得の減少に帰し、耕作者所得は一〇Bから八Bへ二〇%減少することになる。したがって米価が二〇%低下すると耕作者所得は一〇Bから六Bへ四〇%も減少する。



同様にして仮に当初のコスト一B、耕作者所得八Bの稲作中堅農家を想定した場合には、米価が一〇%低下すると耕作者所得は八Bから六Bへ二五%減少し、二〇%低下すると耕作者所得は四Bとなり実に五〇%も減少する。

第四図で仮定した稲作所得率六六・七%を実現しうる農家は極めて少なく、大多数の稲作農家の所得率は第5と6表に示したように五〇%前後にすぎないので、收穫量の約三〇%を小作料として支払った場合、米価が実質的に一〇%低下すると借地稲作所得は三〇%前後も減少すると推定され、農外就業よりはるかに不利となることは必定である。従って米価が実質的に低下すればするほど、生産性の低い農家は借地稲作から遠ざかります上層農家に借地が集中することになるであろう。しかし上層農家とて米価の実質的低下傾向の下では、生産性の向上を考慮しても（コストの上昇なしには生産性は上昇しないであろう）借地稲作の収益性はますます低下するであろう。

第10表は第9表と同じ地域の水稲単作農家を対象として全面借地経営を想定し、その所得水準と家計費充足率を推定したものである。これによれば、

(1) 水稲単作農家の稲作所得による家計費充足率は自作農家の場合でも著しく低く、農外就業に強く傾斜して水稲単作農家のⅡ兼化傾向を示唆している。東海・近畿では数少ない一・五〜二ヘクタール層の稲作所得は家計費の四〇%しか充足しえず（農外所得は家計費を完全にカバーしている）、北陸では二〜二・五ヘクタール層ですら稲作所得は農外所得にもおよばず家計費の六一%しかまかなえない。東北・北陸の三〜五ヘクタール層ですら稲作所得だけでは家計費を充足できず、農外所得で家計費の三二〜四五%をカバーしている。

(2) 仮に借入地の一〇アール当たり小作料を自作地にも適用して全面借地稲作経営を想定した場合、稲作所得の家計費充足率は著しく低下する。東海・近畿では上層に属する一〜一・五ヘクタール層でも僅か一五〜一七%、東

第10表 全面借地経営を想定した場合の稲作の収益性  
(都府県水稲単作農家、昭和53年)

(単位：万円)

水稲単作農家	作付面積	家計費	農外所得	家計費充足率(%)	稲作所得	家計費充足率(%)	全面借地経営を想定					
							借入地の10アール当り小作料を自作地にも適用			10アール当り小作料5万円(借入地も同じ)		
							小作料増	差引き所	家計費充足率(%)	支払い小作料	差引き所	家計費充足率(%)
							加	得	(%)		得	(%)
都府県	平均	353	344	97	77	22	19	58	17	43	35	10
	1~1.5ha	370	329	89	104	28	22	82	22	57	46	13
	1.5~2	368	274	75	163	46	39	129	35	82	86	23
	2~2.5	380	231	61	231	61	82	150	40	101	131	34
	2.5~3	354	162	46	278	79	109	170	48	119	159	45
	3~5	431	155	36	386	<b>90</b>	116	270	63	168	219	51
	5~	468	73	16	649	<b>139</b>	322	328	70	273	377	80
東北	平均	349	262	75	129	37	34	95	<b>27</b>	58	70	20
	1~1.5	374	301	80	121	32	19	101	<b>27</b>	58	64	17
	1.5~2	384	235	61	188	49	42	146	<b>38</b>	83	105	27
	2~2.5	384	224	59	262	68	88	174	<b>45</b>	104	158	41
	2.5~3	372	123	33	305	82	139	166	<b>45</b>	124	181	49
	3~5	449	145	32	405	<b>90</b>	168	237	<b>53</b>	171	234	52
	5~	478	47	10	725	<b>152</b>	328	397	<b>83</b>	273	453	95
北陸	平均	347	345	99	91	26	26	65	<b>19</b>	48	43	12
	1~1.5	352	297	84	111	32	29	82	<b>23</b>	58	54	15
	1.5~2	350	281	80	163	47	46	117	<b>34</b>	82	81	23
	2~2.5	351	233	67	213	61	96	117	<b>33</b>	100	113	32
	2.5~3	329	200	61	246	75	90	156	<b>47</b>	114	133	40
3~5	411	186	45	360	<b>88</b>	151	210	<b>51</b>	163	198	48	
東海	平均	404	464	115	45	11	10	35	<b>9</b>	34	12	3
	1~1.5	393	392	100	79	20	12	68	<b>17</b>	57	23	6
	1.5~2	336	376	112	127	38	—	—	—	85	41	12
近畿	平均	393	421	107	44	11	9	35	<b>9</b>	31	13	3
	1~1.5	424	370	87	78	18	16	62	<b>15</b>	58	20	5
	1.5~2	391	390	100	156	40	32	124	<b>32</b>	75	81	21

注、第9表の注記と同じ。平均=1ha未満農家を含む調査対象全農家の平均。

北・北陸の二・五〜三ヘクタール層は四五〜四七%、三〜五ヘクタール層ですら僅か五一〜五三%しか充足しえない。このような状況では、規模拡大するよりは逆に規模を縮小して農外就業を強化する方がはるかに有利であろう。

(3) 一〇アール当たり五万円の小作料を負担する全面借地経営を想定した場合、東海・近畿の一〜一・五ヘクタール層は家計費の僅か五〜六%、東北・北陸の一・五〜二ヘクタール層は二三〜二七%、三〜五ヘクタール層でも四八〜五二%しか充足しえない。

いずれにせよ全面借地稲作経営はほとんど存立の余地がないことは明らかである。換言すれば、脚光を浴びている北陸の請負耕作型借地稲作経営も、一定面積以上の自作地を基盤としてはじめて存立しうるにすぎないことに留意すべきであろう。最近、借地依存度が著しく高い五ヘクタール以上の稲作農家が増加しているが、問題は外見的な規模の大きさではなく農業所得によって家計費を充足しうるか否かである。高率小作料の重圧のために農業所得だけでは家計費を充足しえないとすれば、五ヘクタールの借地農家でも専業農家としては存続しえず、農外就業に駆りたてられることになるであろう。

### 七、劣等経営の稲作離脱傾向と優等経営のシェア拡大

次に稲作の階層別シェアの変化を検討しよう。

米粗収益の階層別シェアを推計するためには農家戸数の階層別構成比を求めなければならないが、同じ調査時点（ここでは三七年と五三年）の『農業調査』に拠るのが適当であろう。だが『農家経済調査』の農家構成比はそれと一致しないので、粗収益の階層別シェアは計算方法によりやや異なった結果が得られることになる。ここでは最

も合理的と思われる積算法によって推計することとする。すなわち、(1)五つの経営規模階層をそれぞれ専業・I兼・II兼に分け合計一五の農家群に区分する。(2)各農家群の構成比に各々の一戸当たりの粗収益を乗じた値を積算して得られた数値を一〇〇〇として、各農家群の粗収益シェアを算出する。(3)右の一五の農家群を同じ経営規模階層ごとに集合して経営規模階層別の粗収益シェアを算出し、また専業、I兼、II兼ごとに集合して専業別収益シェアを算出する。

第11表は、このような方法により都府県および東北・九州の八地域における、昭和三七年と五三年の農業粗収益の階層別シェアを比較したものである(単位 $\parallel\%$ 、以下、単位を省略し千分比で示す)。この表によれば、

(1) 農家戸数の専業別構成比は専業(二四八↓一一七)、I兼(三三八↓一七四)がともにほぼ半減し、II兼(四一五↓七〇九)が著しく拡大している。II兼農家の構成比増二九四のうち、〇・五〜一ヘクタール層は一三三(一〇三↓二三六)、一ヘクタール以上の三層は九三(一六↓一〇九)を占め、II兼化が中・上層で著しく進展したことを示している。

(2) 米粗収益のシェアは、専業は半減した戸数比以上に激減(三四六↓一三〇)しI兼は戸数比の半減に抗して二割減(四四九↓三五七)にとどまる中で、II兼は著増して過半を制するに至った(二〇五↓五二三)。II兼農家の米粗収益シェア拡大三〇八のうち、〇・五〜一ヘクタール層は二二二(八三↓二〇五)、一ヘクタール以上の三層は一六七(一八↓一八五)を占め、〇・五ヘクタール未満層は僅か二〇(一〇四↓一二四)にすぎない。他方、I兼農家は一・五ヘクタール未満の三層が二二三(三一九↓九六)もシェアを減じた反面、二ヘクタール以上層だけは一三一(五五↓一八六)も拡大している。したがってII兼農家の米粗収益シェアの拡大はけっして膨大な非農家

第11表 農業粗収益の階層別シェア（都府県，昭和37，53年）（単位：%）

経営規模	専・兼業	農家戸数		農業粗収益		米粗収益		米以外粗収益		販売額	
		37年	53	37	53	37	53	37	53	米53	米以外53
		平均	専業 I兼 II兼	248 338 415	117 174 709	377 442 181	246 435 319	346 449 205	130 357 513	404 436 160	307 477 216
0.5 ha	平均	375 36 40	407 33 8	154 29 29	129 31 23	139 15 20	135 10 2	166 40 36	130 43 36	92 8 1	123 41 38
	I兼 II兼	299	366	97	74	104	124	91	51	84	43
	平均	389 73 153	297 27 36	324 89 167	259 41 89	297 60 154	250 17 29	347 113 178	262 54 121	238 16 27	266 56 125
0.5 1	I兼 II兼	103	236	68	129	83	205	56	87	195	84
	平均	176 72 92	149 22 49	267 113 141	233 56 101	254 94 145	200 23 65	278 129 138	249 73 120	205 24 68	250 75 121
	I兼 II兼	13	79	13	76	15	112	11	56	114	54
1 1.5	平均	75 39 34	73 16 35	142 76 64	153 42 84	156 78 75	145 24 74	130 73 55	157 52 89	156 25 80	159 53 91
	I兼 II兼	2	22	2	27	2	47	2	16	51	15
	平均	45 28 17	74 20 46	113 71 41	227 75 138	154 97 55	269 57 186	80 49 30	203 85 111	291 64 214	202 86 110
2 2	I兼 II兼	1	8	1	13	1	26	1	7	29	6
	平均	278 392 330	80 311 608	413 452 135	164 528 308	412 459 129	112 520 368	416 440 144	231 537 232	117 542 341	240 547 213
	専業 I兼 II兼	177 398 425	48 178 773	260 529 212	112 400 488	258 523 219	67 380 553	261 548 190	228 454 318	69 403 528	250 463 286
関東 東山	専業 I兼 II兼	284 353 363	125 189 686	381 460 159	276 431 292	364 412 175	153 371 475	390 459 151	324 454 222	160 405 434	327 461 212
	平均	156 336 508	86 103 811	257 497 245	258 335 407	184 493 323	74 156 770	295 500 205	316 392 292	75 170 755	323 398 280
	専業 I兼 II兼	160 276 564	85 76 839	285 419 296	245 259 496	216 402 382	99 138 763	352 436 212	362 356 282	106 152 742	374 367 259
近畿	平均	221 321 458	116 97 786	318 457 225	268 290 442	290 454 256	152 178 670	343 460 198	342 361 297	167 189 643	348 376 276
	専業 I兼 II兼	252 326 422	140 160 700	381 432 188	270 382 348	266 491 243	142 275 583	451 396 154	310 415 275	141 298 561	360 469 171
	平均	341 299 360	199 189 612	463 379 158	334 414 252	431 414 185	287 384 459	485 335 139	388 386 164	212 363 425	389 458 153
四国	専業 I兼 II兼	341 299 360	199 189 612	463 379 158	334 414 252	431 414 185	287 384 459	485 335 139	388 386 164	212 363 425	389 458 153
	平均	341 299 360	199 189 612	463 379 158	334 414 252	431 414 185	287 384 459	485 335 139	388 386 164	212 363 425	389 458 153
	専業 I兼 II兼	341 299 360	199 189 612	463 379 158	334 414 252	431 414 185	287 384 459	485 335 139	388 386 164	212 363 425	389 458 153
九州	平均	341 299 360	199 189 612	463 379 158	334 414 252	431 414 185	287 384 459	485 335 139	388 386 164	212 363 425	389 458 153
	専業 I兼 II兼	341 299 360	199 189 612	463 379 158	334 414 252	431 414 185	287 384 459	485 335 139	388 386 164	212 363 425	389 458 153
	平均	341 299 360	199 189 612	463 379 158	334 414 252	431 414 185	287 384 459	485 335 139	388 386 164	212 363 425	389 458 153

注：『農業調査報告書』（37年版・54年版）および第3表に掲示の資料によって推計した（本文参照）。

的Ⅱ兼農家の滞留の結果ではなく、水稻単作的Ⅰ兼中・上層のⅡ兼化によるところが大である。

またⅠ兼上層のシエアの著増はⅠ兼農家自体が規模拡大するとともに、水稻単作的専業農家がⅠ兼上層に転化した結果である。そしてこのような動向は、三分の一の米粗収益シエアを占める一ヘクタール以上のⅠ兼農家が今後漸次Ⅱ兼化し、既に過半を制しているⅡ兼農家が圧倒的なシエアを占めることを示唆しているといえよう。

(3) 米以外の粗収益シエアは、Ⅰ兼は構成比の半減にも拘わらずシエアを拡大し(四三六↓四七七)、同じく構成比が半減した専業はシエアの低下が米の場合ほど著しくない(四〇四↓三〇七)。Ⅱ兼は農家構成比の急伸にも拘わらず小さな伸びにとどまり(一六〇↓二一六)、Ⅱ兼農家の稲作転化傾向を裏書きしている。

(4) 五三年の米および米以外の販売額シエアを比較すれば、専業農家は米以外のシエアが米のシエアよりはるかに高く(米一三七、米以外三一)。逆にⅡ兼農家は米のシエアが米以外のシエアより格段に高い(各四七三、二〇三)。Ⅰ兼農家は構成比(一七四)に比して米・米以外ともシエアが著しく大であり(各三九一、四八六)、農業生産の中核的地位を占めている。同じⅠ兼農家でも二ヘクタール以上層(各二一四、一一〇)は稲作主体であり、一・五ヘクタール未満の中・下層(各九六、二八四)は逆に稲作以外が主力である。専業農家は稲作以外の中核的生産者であるが、一・五ヘクタール未満では特にその傾向が強く(各四八、一七二)、二ヘクタール以上層は複合経営的性格が強い(各六四、八四)。Ⅱ兼農家は上層ほど米以外より米のシエアの方が高く水稻単作的性格が強い(二ヘクタール以上層Ⅱ各二九、六)。要するに、Ⅱ兼農家・Ⅰ兼上層農家Ⅱ稲作、専業農家・Ⅰ兼中・下層農家Ⅱ稲作以外という生産分担が益々明確化しつつあることは明らかである。

(5) 北海道を除く八地域の米粗収益の専業別シエアをみると、三七年にはⅡ兼のシエアは六地域で最低(一二九

く二五六)、I兼が七地域で最高のシェアを占めていたが(四〇二〜五二三)、五三年には全地域で専業のシェアが最低となり(六七〜二八七)、II兼は東北を除く七地域で最大のシェアを占めている。特に東海・近畿(各七七〇、七六三)をはじめ中国・四国・北陸(六七〇〜五五三)では圧倒的シェアを制している。しかし東北だけはI兼が過半のシェアを占めており(五二〇、II兼三六八)、北陸・関東東山・九州でもI兼は三八〇〜三三五のシェアを保っている。とはいえこれらの地域でもII兼は著しくシェアを拡大している。

(6) 米以外の粗収益のシェアは、三七年はII兼が全八地域で最小(一三九〜二一二)、I兼が六地域で最大であったが(四三六〜五四八)、II兼の農家構成比が著増しI兼は半減したにも拘わらず、五三年もI兼が七地域で最大(三六一〜五三七)、II兼は七地域で最小(一六四〜二九七)のシェアに低迷している。水稻単作的農家の大多数がII兼化し、稲作以外を拡充した農家は専業またはI兼として存続し、稲作はII兼農家、稲作以外は専業・I兼農家という生産分担が益々明確化しつつある点で、ほとんど地域差が存在しないといつてよいであろう。

『農家経済調査』による分析は以上にとどめ、以下『農業調査』その他の統計データにより若干の認識を付加しつつ、以上の考察によって得た知見の妥当性を検討しよう。

第12表は、都府県および東北〜九州の九地域における稲作農家戸数、稲作付面積、稲作面積シェア等々を、昭和三六年一月・五四年一月時点で比較したものである。この大きな表を詳細に検討すれば多くの認識が得られるであろうが、以下の諸点を指摘するにとどめたい。

(1) 都府県の農家戸数はこの間に九四万戸減少したが、稲作農家戸数はそれを二六万戸上回る一二〇万戸減少した。従つてこの間に少なくとも一二〇万戸(この間の稲作参入戸数を仮に一〇万戸とすれば一三〇万戸)もの農家

稲作付面積，稲作付面積構成比（昭和36，54年）

東 山		東 海		近 畿		中 国		四 国		九 州	
36	54	36	54	36	54	36	54	36	54	36	54
263	215	584	428	556	422	550	425	315	225	855	646
256	210	539	402	517	392	491	389	294	214	768	568
0	5	44	26	39	27	58	35	19	10	80	69
(97)	(98)	(92)	(94)	(93)	(93)	(89)	(92)	(93)	(95)	(90)	(88)
197	172	451	340	476	359	432	341	263	178	609	427
64	39	129	79	78	57	114	76	48	40	220	164
3	4	5	9	2	6	4	8	2	6	26	52
58	25	95	35	101	32	123	42	82	28	310	123
100	30	198	44	142	31	170	43	105	38	253	134
106	160	291	350	313	358	257	340	128	159	292	389
11.4	17.3	8.2	15.6	4.0	9.8	9.8	12.9	14.9	23.2	10.2	15.3
21.7	26.0	15.4	24.2	7.3	13.7	20.4	21.3	26.5	33.8	22.1	25.8
4.5	12.0	1.8	7.5	1.0	4.2	1.8	4.5	5.1	13.5	2.0	8.9
7.9	21.9	5.9	20.5	1.9	20.0	7.5	26.3	9.9	31.7	4.9	19.1
4.8	16.7	2.0	15.4	0.7	11.4	2.3	10.4	6.3	19.1	3.1	6.9
17.8	17.1	12.9	14.8	6.0	8.9	15.2	11.5	23.4	22.4	20.0	16.7
37	12.5	129	20.3	111	19.2	122	20.0	77	20.8	18.9	19.9
48	18.1	156	26.7	134	28.6	125	22.7	90	28.6	20.9	24.4
88	65	259	174	259	182	282	199	139	94	389	320
79	57	203	139	212	141	208	152	112	79	274	209
9	7	54	32	46	35	72	42	25	12	101	90
0	1	2	4	1	5	2	5	3	2	14	21
88	65	267	174	260	182	282	199	139	94	413	320
50	41	152	104	184	121	164	120	93	60	196	131
35	21	108	60	74	52	112	69	42	27	181	128
3	4	7	11	2	9	5	11	3	6	36	61
25	9	59	16	66	15	83	18	47	14	191	72
40	13	124	25	93	24	115	33	57	21	143	101
23	43	84	133	101	143	83	148	34	59	79	147
903	880	787	797	816	778	738	764	804	841	716	652
95	109	206	183	180	192	256	212	176	134	250	282
2	12	7	20	4	29	6	23	20	24	34	65
280	131	221	92	254	82	296	90	341	149	462	225
453	201	463	144	358	132	409	166	411	223	347	316
267	668	316	764	388	786	295	744	248	628	191	459
32	29	96	78	96	81	105	89	51	42	144	143
29	25	75	62	78	63	77	68	41	35	101	93
3	3	20	14	17	16	27	19	9	5	37	40
0	0	1	2	0	2	1	2	1	1	5	9
31	29	94	78	92	81	99	89	49	42	145	143
18	18	54	47	65	54	58	54	33	26	69	59
21	9	38	27	26	23	39	31	15	12	64	57
1	2	2	5	1	4	2	5	1	3	13	27

調査』(昭和54年版)により算出した。

「専兼業別」農家戸数・稲作付面積・稲作付面積構成比および不作付農家率は陸稲を九州24，東北15，東海8，東山1，中国1。



第12表 都府県稲作農家戸数，不作付農家率，

昭和 36年12月	昭和 54年1月	都府県		東北		北陸		関東		
		昭36	54	36	54	36	54	36	54	
稲作農家戸数(千戸)	合計	5,108	3,906	706	636	420	344	861	563	
	作付規模	～1ha	4,389	3,302	499	423	295	237	730	466
		1～2	636	480	162	145	106	83	119	79
		2～	84	124	44	69	19	23	12	17
	1ha未満構成比(%)		(86)	(85)	(71)	(67)	(70)	(69)	(85)	(83)
	経営規模	～1ha	3,493	2,636	329	302	253	205	485	563
		1～2	1,375	956	268	203	136	99	320	310
		2～	239	314	110	132	32	40	56	58
	専業兼業	専業兼業	1,354	422	221	50	84	16	280	71
		Ⅰ Ⅱ	1,674 2,081	726 2,758	264 221	211 376	160 176	63 265	283 293	132 360
不作付農家率(%)	全農家	8.0	15.4	8.2	9.4	3.7	4.4	4.5	22.9	
	経営規模	～0.5ha	17.9	25.7	25.0	23.3	11.4	12.2	12.2	42.0
		0.5～1	2.6	9.5	4.9	6.2	0.7	1.9	2.6	18.5
	専業兼業	4.1 2.7 14.0	22.1 9.6 15.7	2.2 2.9 18.7	10.7 3.7 12.1	1.2 0.6 7.9	5.9 1.6 5.0	1.8 2.1 9.1	22.8 12.6 26.1	
全農家 稲作農家	減少戸数(千戸)	936 1,202	16.9 23.5	66 69	8.6 9.8	76 76	17.4 18.1	172 293	19.1 34.6	
稲作付面積(千ha)	水稻のみ合計	2,703	2,236	552	578	333	288	405	336	
	作付*規模	～1ha	1,695	1,266	223	193	144	112	242	183
		1～2	805	640	219	201	144	115	136	104
		2～	203	330	110	183	45	61	27	48
	経営規模	～1ha	2,839	2,236	566	578	335	288	489	336
		1～2	1,220	873	123	116	111	86	148	95
		2～	1,213	812	248	196	158	114	255	144
	専業兼業	専業兼業	1,057	273	266	60	105	17	215	51
		Ⅰ Ⅱ	1,141 641	751 1,212	225 76	308 209	157 72	101 170	187 87	124 161
	稲作付面積構成比(%)	作付*規模	～1ha	627	566	412	334	433	387	622
1～2			298	286	393	349	432	399	318	311
2～			75	148	195	317	135	213	60	143
専業兼業		専業兼業	372	122	469	104	314	59	439	152
		Ⅰ Ⅱ	402 226	336 542	397 134	534 362	469 217	351 590	383 178	369 479
都府県計		＝1,000	1,000	1,000	204	258	123	129	149	150
作付*規模		～1ha	627	566	82	86	53	50	89	82
	1～2	298	286	81	90	53	51	50	47	
都府県計	＝1,000	1,000	1,000	199	258	118	129	172	150	
	専業兼業	430 427 143	391 363 246	43 87 69	52 89 119	39 56 23	38 51 39	52 90 31	42 64 43	

注(1) 農林省農林経済局統計調査部『日本の米作農家——統計編——』、『農業  
 (2) 「作付規模別」の\*は36年，54年とも水稻のみ。36年の「経営規模別」  
 含む。54年は水稻のみ。36年陸稲作付面積(千ha)＝都府県136，関東85，  
 (3) \*\*は昭和36～54年の減少戸数，イタリックは減少率。単位：%。

が稲作から離脱し、うち少なくとも二六万戸は水稻不作付農家として存続し、少なくとも九四万戸は非農家に転化したことになる。これを反映して零細農家の稲不作付農家率がかなり上昇している（稲不作付農家率：八%↓一五%、〇・五ヘクタール未満層一八%↓二六%、〇・五〜一ヘクタール層二・六%↓九・五%。三六年は陸稻を含むが陸稻だけの農家は少ない）。また特に專業農家の稲不作付農家率の増大が目をひく（四・一%↓二二%）。

(2) 零細農家の稲作離脱——稲不作付農家化と離農——は特に南関東〜九州でより著しく進展した（稲作農家減少率：東北一〇%、北陸一八%、関東二五%、東海二七%、近畿二九%、四国二九%、九州二四%）。先に五で米価の実質的低下は特に南関東以西の稲作離脱を促進するであろうと想定したが、これまではまさにそのとおりであったことはこれによって明らかである。今後も然りであろう。

(3) （紙面の制約のため第12表に掲示しえなかつたが）〇・五ヘクタール区分による作付規模二ヘクタール未満の四階層および経営規模二ヘクタール未満の四階層は、全九地域を通じてほとんど例外なく稲作農家戸数とその稲作付面積が減少している。その反面、作付規模、経営規模とも二ヘクタール以上の農家戸数とその稲作付面積は、ほぼ全地域でかなり増加している。

(4) だが東山〜九州の六地域では、経営規模二ヘクタール以上の農家群の水陸稻作付面積の増加四万六千ヘクタールは、二ヘクタール未満の農家群の減少面積四六万ヘクタールの一〇%にすぎず、また作付規模二ヘクタール以上層の水稻作付面積の増加一萬六千ヘクタールは、二ヘクタール未満各層の減少面積四〇万ヘクタールの僅か四・〇%にすぎない。水田利用再編事業による五三年の転作面積は約二〇万ヘクタールであるが（農林水産省農蚕園芸局『水田利用再編対策実績調査結果表』五三年度版により算出）、それを二ヘクタール未満層の水稻作付面積の減

少分から控除しても、残り二〇万ヘクタールのうち一八万四千ヘクタール（九二％）は稲作から脱落したことになる。しかもそのほとんどが都市近郊や過疎山村で非農地と化したとみられる。こうして東山以西では零細農家の稲作縮小・離脱により大量の「不耕作農地」が生み出されたにも拘わらず、そのごく一部しか他農家の規模拡大に役立たなかったことは明らかである。

(5) 東北では、経営規模二ヘクタール以上層の水陸稲作付面積の増加七万七千ヘクタールは、二ヘクタール未満の農家群の減少面積五万九千ヘクタールを凌駕している。また作付規模二ヘクタール以上層の水稲作付面積の増加七万三千ヘクタールは、二ヘクタール未満各層の減少面積四万八千ヘクタールを二万五千ヘクタールも上回っている。これに五三年の転作面積六万八千ヘクタール（前掲資料に依る）を加えて、少なくとも九万三千ヘクタールの水田が外延的に拡張されたことになるが、これは二ヘクタール未満の農家群の減少面積の約二倍に相当する。従って東北における二ヘクタール以上への規模拡大は、零細農家の稲作縮小・離農から生じた「不耕作農地」より、開田に依存するところをはるかに大きいことは否定しえないであろう。また開田により水田面積が拡大した北関東でも二ヘクタール以上層の水稲作付面積はかなり増加している。他方、北陸では転作や農外転用により水稲作付面積が一九％減少し稲作農家が一八％減少する中で、二ヘクタール以上層の作付面積は三五％増加しており、農地移動による二ヘクタール以上への規模拡大がかなり進展したことを示している。

(5) 都府県の作付規模別稲作農家の水稲作付面積シェアは、二ヘクタール以上層は七・五％から一五％へ拡大した反面、一〜二ヘクタール層は三〇％から二九％に微減し、一ヘクタール未満層は六三％から五七％に低下している。だが東山・九州では二ヘクタール以上層のシェアはなお微々たるものにすぎない（五四年：東山一・二％、東

海二・〇%、中国二・三%、四国二・四%、近畿二・九%、九州六・五%)。

逆に一ヘクター未満層は、農家構成比が驚くほど高く(東山九八%、四国九五%、東海九四%、近畿九三%、中国九二%、九州八八%)、その作付面積シェアも圧倒的に高い(東山八八%、四国八四%、東海八〇%)。東山以西では規模拡大が遅々として進まず稲作の零細性はほとんど是正されなかったことは否むべくもないであろう。他方、東北では二ヘクター以上層の作付面積シェアは二〇%から三二%へ、北陸では一三%から二一%へ、関東でも六%から一四%へ、いずれもかなり拡大している。

このように上層農の規模拡大が進んだ地域では零細農の稲作離脱の動きが乏しく、逆に零細農の稲作離脱がより著しく進んだ地域では規模拡大は遅々として進まなかったという事実は、零細農の稲作離脱↓農地貸借の拡大↑上層農の規模拡大という図式が必ずしも妥当しないことを示している。

#### 八、劣等地の稲作離脱傾向と優等地のシェア拡大

稲作をめぐる環境が益々厳しくなる中で、特に南関東以西では零細農家の稲作離脱がかなり進んだ反面、東北、北陸、北関東では稲作の規模拡大がかなり進展した。このことは、稲作における階層分化の進展が同時に地域的分化の進展過程であったことを示唆している。そこで稲作の地域別シェアの変化、稲作の地域的消長と土地生産性の関連についてごく簡明に検討しよう。

前掲第12表の最下段は、都府県の水稲作付面積を一〇〇〇として、東北、九州の作付規模別の稲作農家の作付面積シェアを示したものである。これによれば、

(1) 都府県水稲作付面積の地域別シェア(単位%)は、東北(二〇四↓二五八)、北陸(一二三↓二二九)、関東(一四九↓一五〇)、北関東はかなり拡大、南関東は著減)の北東部だけが拡大し、東海(九六↓七八)、近畿(九六↓八一)、中国(二〇五↓八九)、四国(五一↓四二)はかなり低下している(東山・九州は微減)。

(2) 作付規模二ヘクタール以上層のシェアはほぼ全地域で拡大し、都府県全体で七三(七五↓一四八)増加しているが、そのうち東北四一(四一↓八二)、北陸一〇(一七↓二七)、関東一一(一〇↓二一)の三地域で六二(シェア拡大分の八五%)を占めており、東山・九州では六地域を合計しても八↓一六へ僅か八しか拡大していない。都府県の二クヘタール以上層のシェア拡大は、ほとんどもっぱら東北、北陸、北関東の稲作上層農の規模拡大の結果であるといっても過言ではないであろう。

(3) 作付規模一〜二ヘクタール層と一ヘクタール未満層はほぼ全地域でシェアを低下させているが、東北だけは両層ともシェアを拡大している(各八二↓八六、八一↓九〇)。これは、開田ブーム期に水田面積がかなり拡張されたうえに、稲作の収益性が相対的に高く零細農家の稲作縮小・離脱の動きが最も乏しかったためであるが、東北だけが全階層的にシェアを拡大したこと自体、東北の優位性を示す何よりの証左であろう。

(4) 総括的にいえば、第7・10表で確認したように稲作の収益性が(東北と比較しても農外就業と対比しても)低い南関東・北州では、零細農家の稲作離脱——稲不作付農家化と非農家化——がかなり進展し大量の「余剰農地」が生じたが、稲作中核農家の形成に結びつかずにそのほとんどが稲作から脱落した結果、地域シェアがかなり低下したのに反して、稲作の収益性が二重の意味で高い東北では、全階層的に作付シェアを拡大して稲作主産地の地位を確立したといえよう。

第13表は主要都道府県および北海道、山梨を対象として、水稻作付面積の減少率と一〇アール当たり收穫量の相関を検討したものである。これから次の諸点を確認しうるであらう。

(1) 東北六県と茨城、栃木の水稻作付面積は昭和三四〜四四年にはなお漸増を続け、北陸の新潟、福井は微減にとどまっている。四四〜五四年の作付面積減少率は秋田の三・八%減をはじめ山形九・五%、茨城一〇・五%など表示の北東部一〇県は全国最低水準（減少率の低い順に数えて一位〜一〇位）にある。

(2) 巨大都市圏、東京、神奈川、大阪の水稻作付面積は三四〜四四年に六〇〜三五%も減少しているが、山梨、静岡、愛知、和歌山、徳島、高知など太平洋沿岸諸県でも二五〜九%減少している（鹿児島は横ばい）。四四〜五四年の作付面積減少率は、東京の七二%減を筆頭に他の九府県も五〇〜三〇%に達している。

(3) 水稻作付面積減少率の低い北東部一〇県は、五四年の一〇アール当たり平年收穫量が全国の上位を占めているのに反して（一位〜三位は青森五六三、山形五五九、秋田五五三。単位キログラム）、作付面積減少率が著しく高い太平洋沿岸部一〇都府県は、三四年の一〇アール当たり平年收穫量が低いうえに、三四〜五四年の伸びが異常に小さく（大阪一六、神奈川二四、東京二五）、五四年には全国最低水準に陥っている（東京三三六、高知三五四、大阪三七四、神奈川三七八、全国平均四六八）。

(4) 稲作の土地生産性が高く生産性の伸びも大きい東北・北陸（および北関東）一〇県では、三四年を一〇〇とする五四年の平年收穫量指数（平年作ベースの生産量指数）が全国の最高水準にある（岩手一四五、栃木一四一、秋田一四〇など八県が九位以内）。しかるに稲作の土地生産性が低いうえに生産性の伸びも小さい太平洋沿岸部一〇都府県では、五四年の平年收穫量指数が全国最低水準にあり稲作の衰退を如実に示している（東京一二、神奈川

第13表 水稲作付面積減少率と10アール当たり収穫量の相関（昭和32，34～54年）

		水稲作付面積減少率 (%)			10アール当り平年収穫量・増加量 (kg)				平年収穫量指数 34年=100		
		昭34~44	44~54	34~54	34	44	54	34~54	44	54	
		青森	+ 17.6	(8)14.6	(5)+ 0.4	420	495	(1) 563	143	139	(5) 135
岩手	+ 33.1	(7)14.6	(1)+ 13.6	382	445	(7) 489	107	154	(1) 145		
宮城	+ 13.0	(5)11.8	(6) 0.2	384	455	(10) 484	100	134	(7) 126		
秋田	+ 9.0	(1) 3.8	(3)+ 4.9	414	496	(3) 553	139	131	(3) 140		
山形	+ 8.1	(2) 9.5	(7) 2.2	439	524	(2) 559	120	129	(9) 125		
福島	+ 8.7	(4)11.7	(8) 4.1	369	460	482	113	136	(8) 125		
新潟	0.3	(9)13.8	(10) 14.1	400	467	(6) 499	99	116	108		
福井	2.2	(10)16.5	18.4	361	459	(10) 484	123	124	109		
茨城	+ 15.3	(3)10.5	(4)+ 3.1	336	409	432	96	140	(6) 133		
栃木	+ 12.7	(6)12.5	(2)+ 11.1	325	383	413	88	133	(2) 141		
全 国	+ 2.2	22.2	20.5	360	425	468	108	115	103		
東 奈 京 大 山 静 愛 和 德 高 鹿 児 北 神 川 阪 梨 岡 知 山 島 知 島 海 道		60.2	(1)71.9	(1) 88.8	311	291	(1) 336	25	37	(1) 12	
		34.6	(2)50.1	(2) 67.4	354	334	(4) 378	24	62	(3) 35	
		38.3	(3)46.3	(3) 66.9	358	335	(3) 374	16	58	(2) 35	
		17.9	(5)37.6	(6) 48.7	384	422	431	47	90	(5) 58	
		15.8	(4)40.3	(5) 49.7	346	367	422	76	89	(6) 61	
		13.3	(10)33.1	(7) 42.0	348	364	426	78	91	(8) 71	
		24.6	(6)35.4	(4) 51.2	336	372	(5) 392	56	83	(4) 57	
		10.3	30.2	(10) 37.4	308	353	(8) 398	90	103	81	
		8.9	(7)35.4	(8) 41.1	269	316	(2) 354	85	107	(10) 78	
		0.2	(9)34.6	34.5	322	351	(6) 394	72	109	80	
	+ 39.7	(8)35.8	(9) 9.4	314	406	468	154	181	(4) 135		
		水稲作付面積減少率 (%)			10アール当り収穫量・増加量 (kg)				収穫量指数 34年=100		
		昭32~44	44~54	32~54	32	44	54	32~54	44	54	
北 海 道	北 見	I	+ 24.8	53.7	42.1	190	336	436	246	144	133
		II	+ 51.9	41.2	+ 10.7	218	359	443	225	250	181
		III	+ 12.4	64.1	59.7	145	312	336	191	242	93
	帯 広	I	+ 21.3	93.1	94.6	128	218	331	203	134	14
		II	+ 44.3	45.1	20.7	240	381	473	233	229	156
		III	+ 71.7	25.3	+ 28.3	321	418	492	171	224	197
山 梨	I	+ 29.7	58.4	46.0	196	356	433	237	236	119	
	II	+ 6.2	92.1	91.6	133	277	406	273	221	26	
	III	18.4	37.6	49.1	363	380	440	77	85	62	
	I	6.1	23.1	27.8	418	424	482	64	95	83	
	II	22.7	35.1	49.8	350	390	421	71	86	60	
	III	22.1	54.9	64.8	338	325	411	73	75	43	

注(1) 北見=北見統計情報事務所管内の根室・網走・宗谷の3支庁42市町村  
 I=北見・女満別・美幌・端野・訓子府の5市町村  
 II=津別・佐呂間の2町村  
 III=その他の35市町村  
 帯広=帯広統計情報事務所管内の十勝・日高・釧路の3支庁39市町村  
 I=平取・門別・新冠・静内・三石の5町村  
 II=日高・浦河・様似・帯広・音更・暮別・池田の7市町村  
 III=その他の27市町村  
 山梨  
 I=44年反収404kg以上の12町村  
 II=同 345~403kgの30市町村  
 III=同 344kg以下の20市町村

(2) 『作物統計』(34年版, 44年版), 『54年産水陸稲収穫量』, 『北海道農林水産統計年報』(32年度版), 『山梨農林水産統計年報』(32年度版)により算出した。

(3) +は増加率, ○内の数字は全国の高順位を, ( )内の数字は低順位を示す。

三五、大阪三五、和歌山五七、山梨五八)。

(5) 北海道は作付面積が三四～四四年四〇%増、四四～五四年三六%減と急増・急減しているだけでなく、一〇アール当たり平年收穫量が全国最低水準から最大の伸びを記録して平均水準に達し、最近の作付面積の激減にも拘わらず五四年の平年收穫量指数が一三五(第四位)を示している点で極めて特異な地位を占めている。また山梨は土地生産性が全国平均水準を凌いでいたにも拘わらず、以後の伸びが著しく小さく稲作は衰退の一途をたどっており、北海道とは別の意味で特異な地位を占めている。

(6) 北海道の「北見統計情報事務所管内」(根室・網走・宗谷の三支庁)を第13表欄外の注記のようにI、II、III地域に区分して比較すれば、土地条件のよいI地域⇨水稲作付面積は三二～四四年五二%増、四四～五四年四一%減、三二年を一〇〇とする五四年の收穫量指数一八一。しかるに限界地ともいうべきIII地域⇨四四年以前二一%減、四四年以後九三%減、五四年收穫量指数一四。同じく「帯広統計情報事務所管内」(十勝・日高・釧路の三支庁)のI地域⇨水稲作付面積は三二～四四年七二%増、四四～五四年二五%減、五四年收穫量指数一九七、III地域⇨四四年以前六%増、四四年以後九二%減。五四年收穫量指数二六。極めて明快かつ冷酷な対照をなしていることは一目瞭然である。

他方、山梨県内の比較的的土地条件のよいI地域の五四年の收穫量指数八三、最も土地条件の悪いIII地域のそれは四三。北海道のように劇的ではないが明快な対照をなしており、現実にIII地域では米がほとんど産出されない村が続出しつつある。

以上の分析を次のように総括して誤りないであろう——稲作における階層分化の進展過程は同時に地域分化の進



展過程であった。生物界に敵存する「優勝劣敗の法則」は稲作において、二つの現象形態——劣等経営の稲作からの敗退と劣等地の稲作からの脱落——をとって発現しつつある。そして稲作の劣等地ともいふべき太平洋沿岸部などでは、零細農家の稲作離脱が中・上層農家の規模拡大には殆ど結びつかずに地域の稲作衰退を招来しているのに反して、稲作の優等地ともいふべき東北・北陸では、地域シエアを拡大して稲作の主産地となり、とりわけ中・上層は稲作の生産力担当層として優位性を確立しつつある。

だが、このことは、稲作主産地の中核的稲作農家が今後も順調に規模拡大を続け、専門的な稲作大経営として支配的シエアを制するに至ることを保証するものではけつてない。無論、今後も特に借地による規模拡大が進むに相違ないが、それ以上に農外就業を強化せざるをえなくなり、かくして稲作農家がほぼ全面的にⅡ兼農家化する可能性の方がはるかに大きいであろう。

## 九、稲作農家の全面的Ⅱ兼化傾向

### (1) 農地貸借の停滞とその階層構成の変化

既述のように東北・北陸・北関東をはじめ全地域で二ヘクタール以上の稲作農家が増加しつつあるが、今後も順調に規模拡大が進むか否かが稲作生産構造改善の成否を左右するであろう。開田や農地購入による規模拡大は困難なので、稲作の規模拡大はますます農地借入れに依存せざるをえなくなっている。

ところが『農業センサス』によれば、都府県農家の借入水田面積の合計（単位Ⅱ千ヘクタール）は、昭和四〇年一七五、四五年一八六、五〇年一四二、五五年一四四と推移しており、『農業センサス』が実際の借入地総面積を

完全に把握していないことを考慮しても、この一五年間に農地貸借が拡大したとはいえない難しい実情である。しかし五〇年以降に限れば借入水田面積が増加しつつあることは確かであろう。また借入地総面積が停滞していることは、けつして稲作の中核的農家の規模拡大が進まなかったことを証するものではない。

借入地がある農家の比率は、上層では傾向的に上昇している反面、下層では低下傾向を示しているだけでなく最近では農地を貸し付けて非農家化する動きが目立っていること、二・五ヘクタール以上の農家戸数が著増しているうえ（第1表参照）その平均借入地面積がかなり大きく、借地による規模拡大が進展していることは、いずれも『農業センサス』、『農業調査』等によって確認することができる。

詳細な分析は別稿に委ねる外はないが、ともかくこのような形で農地貸借の階層構成が変化し、上層農家が借り入れにより益々多くの農地を集積しつつあるとすれば、たとえ借入地総面積がさほど増えなくても、農業構造の改善に資する方向へ農地が移動しているのであるから、この動向は十分に評価すべきであろう。

しかし借入地総面積が今後もさほど増大しないとすれば、中核的農家の成長を柱とする稲作の生産構造の改善は自ずから限度があるであろう。それゆえ稲作生産構造の改善は、借り入れ水田総面積が過去十数年の停滞を破って今後著しく拡大するか否かに依存し、さらにそれは零細農家の稲作縮小・離脱が著しく進展するか否かにかかっていると考えられる。そしてそれを展望する場合、米価引き上げ抑制と作付け制限という価格・数量両面の厳しい制約条件を十分に考慮しなければならぬであろう。

## (2) 米価の実質的低下の地代論的含蓄

「生産費及び所得補償方式」が採用された昭和三五年当時、米価は『米生産費調査』の平均的な米生産費（第二

次生産費)より格段に高い水準に設定された。だから平均的豊度の耕地よりはるかに土地条件が劣るZ地を耕作する平均的農家も、三〇年代後半には再生産可能な所得を確保しえたと考えられる。

ところが米価と平均的生産費の乖離は年々縮小し最近はほとんど解消している。従って最劣等地のZ地をはじめY、X、W、…など平均的耕地よりはるかにコストがかさむ劣等地を耕作する平均的農家は著しく低い所得しか実現しえなくなり、特に生産性の低い零細農家はコスト倒れに陥って、経済的に行動する限り遅かれ早かれ稲作縮小↓離脱を余儀なくされることになる。今後米価の実質的低下は避けられないから、このような採算割れの耕地は益々拡大し稲作縮小↓離脱の動きがより著しくなる、と考えねばならぬであろう。

しかし、第8、9表で確認したように、五三年時点でも稲作の時間当たり所得が農外就業の数分の一にすぎない南関東以西の地域で、米価の実質的低下により農外就業に対する稲作の低所得性がますます著しくなる数年後に、零細農家が稲作からの離脱を決意する時、生産性がさほど変わらぬ他の農家が(作付規模二ヘクタール以上の農家は一%にみたない)、小作料を支払って借地しても採算がとれないであろう。それゆえ一般に全国平均より土地生産性が劣る地域では、たとえ零細農家の稲作離脱が著しく進展するとしても、農地貸借の拡大を通して稲作中核農家が広範に形成される可能性は極めて乏しい、と考えざるをえない。

実際、第12、13表で確認したように南関東と九州、特に太平洋沿岸部では、零細農家の稲作離脱が著しく進展したにも拘わらず、農地移動を通して稲作中核農家が広範に形成されることなく、地域の稲作衰退を結果したにすぎなかった。全国の水稲作付面積を益々大幅に削減せざるをえない現実を前提する限り、零細農の離脱により稲作の耕境外に出るはずの「劣等地」を農地貸借を通して稲作に引き戻しつつ(Ⅱ過剰供給圧力を維持しつつ)、「借地型」

の稲作中核農家が広範に形成されることを期待するのは、非現実的であるといわねばならない。

農地貸借が拡大する可能性が最も大きいのは、全国平均より土地生産性が高く、安定兼業農家が広範に存在すると同時に上層農家がかなり厚い層をなしており、生産力の階層間格差が著しい場合であろう。「優等地」を耕作する大規模経営は、土地条件の優越から生ずる差額地代と生産性の高さから生ずる「剰余所得」を享受しうる立場にあり、高い地代負担力を利して安定兼業農家の所有農地を借り入れつつ規模拡大を実現しうるであろう。例えば北陸の平野部は右のような条件を比較的よく備えており、実際に請負耕作的な農地貸借を通して五ヘクタール以上に規模拡大する農家が続出しつつある。ともかく北陸は、土地生産性が最も高い東北とともに、農地貸借の拡大と稲作大経営の形成が最も期待される地域であることは確かである。

### (3) 中核的稲作農家のⅠ兼化・Ⅱ兼化傾向

農地貸借の拡大は時代の趨勢であり、特に東北や北陸では五〜一〇ヘクタールの借地面積をもつ專業的稲作経営が少なからず形成されるであろう。しかし近い将来にそれが全国的規模で稲作の支配的シエラを制する可能性は乏しいと考えざるをえない。零細農家二〇戸分ほどの規模をもつ專業的稲作農家が広範に存立するためには、膨大な零細農家を農外に駆逐しなければならぬが、農業に執着している農業地帯の零細農家の大多数が稲作から離脱するとはとうてい考えられない。また前出第10表が示すように約四ヘクタール借地しても稲作所得では家計費の半分しか充足できないだけでなく、米価が実質的に低下し続けるうえ水稻の作付け制限が益々強化される厳しい状況のなかで、安定兼業農家または在村労働者世帯の所得増加と同じテンポで稲作所得を増加させるに足るほど急速な規模拡大(例えば一〇年間で五〇〜六七%拡大)を実現しうる農家は、けっして多くないであろう。

だから水稲単作的專業農家の多くは、安定兼業農家並みの生活水準を維持することが困難となり、畜産・果樹・園芸など稲作以外の生産を著しく拡充して複合経営に転化しない限り、遅かれ早かれ農外に就業してⅠ兼農家に転化せざるをえなくなるであろう。同様にして水稲単作Ⅰ兼農家は、米価引き上げ抑制と水稲作付け制限の強化による稲作所得の伸び悩みと農外就業の強化が相俟って、概して規模の小さい農家から順に農外所得が農業所得を上回るようになり、かくしてⅡ兼農家に転化するであろう。

東北とともに稲作主産地の一翼を担う北陸では農業就業構造は既に著しく劣弱化している。例えば五九歳以下男子農業専従者がいる農家は約九戸に一戸、うち二九歳以下男子がいる農家は実に六〇戸に一戸（ともに全国平均の半分の水準）、農業就業人口のうち五九歳以下男子は六人に一人強（女子四人、老人一人）、一六〜六四歳男子がいる專業農家は三%（全国最低）にすぎないという現状である（『農業調査』五四年版による）。このように農業就業構造が全国水準より著しく劣弱化している北陸が、稲作の主産地としてシエラを拡大していること自体、稲作農家のⅡ兼農家の性格を象徴的に示しているといえよう。

東北では就業構造はそれほど劣弱化していない。しかし稲作主体の生産構成は老齡化・女性化に対応しやすく、生産性の向上や生産組織の普及等により基幹男子の恒常的な農外就業を可能にする規模が年々上昇していること、水稲の作付け制限は益々強化され米価の引き上げは益々厳しく抑制される中で他のいかなる地域の農家よりも農外就業を強化する必要に迫られていること、農地の取得はもとより借り入れも困難なうえに、米価の実質的低下は特に借地稲作の収益性を著しく減退させ農外就業への傾斜が促進されること、などから考えて東北の農業就業構造も今後かなり急速に劣弱化すると考えねばならぬであろう。また既述のように最近特に中・上層でⅡ兼農家が急増し

ているが、中・上層のⅠ兼農家は特に東北に多いので、就業構造の劣弱化と平行して水稻単作Ⅰ兼農家のⅡ兼化がかなり急速に進むであろう。

安定成長のもとで雇用環境が厳しくなり安定的な就業機会の確保は必ずしも容易ではない。しかし、産業構造の変化に伴って東北でも雇用機会が拡大しているだけでなく、雇用環境が厳しさを増すとしても水稻単作農家のⅠ兼化・Ⅱ兼化の時期を先に伸ばすだけで、Ⅰ兼化・Ⅱ兼化が進み農業就業構造が劣弱化するという方向性自体を否定するものではないであろう。

#### (4) 稲作農家の全面的Ⅱ兼化傾向

前掲第12表によれば、昭和五四年一月時点のⅡ兼農家の水稻作付面積シェアは、近畿七九%、東海七六%、中国七四%、東山六七%、四国六三%、北陸五九%、関東四八%、九州四六%、東北三六%、都府県五四%となっている。特に東海・近畿・中国は七九・七四%と文字通り圧倒的なシェアを制しているが、東山・四国・北陸なども今後零細Ⅱ兼農家の稲作離脱が進む反面で稲作規模がより大きいⅠ兼農家のⅡ兼化も進み、Ⅱ兼農家の稲作シェアは遅かれ早かれ七〇%を超えるであろう。東北をはじめ北陸・関東・九州などはⅠ兼農家がなおかなりのシェアを保っているが(五三・三一%)、Ⅱ兼農家のシェアの大きさにも留意すべきである(東北一三%↓三六%、北陸二二%↓五九%、関東一八%↓四八%、九州一九%↓四六%)。Ⅰ兼農家のシェアが高いことは、逆に今後Ⅰ兼農家がⅡ兼化するに伴ってⅡ兼農家の稲作シェアが拡大する余地が大きいことを示しているといえよう。

Ⅱ兼農家は既に多くの地域で八割前後を占め、最も少ない東北でも六割を超えているだけでなく、Ⅱ兼農家は稲作に特化して現実に稲作の圧倒的シェアを制している。そのうえ中核的稲作農家までが早晚Ⅱ兼化する方向性を示

しているとすれば、稲作農家はⅡ兼農家の代名詞でありその逆もまた然りである、といつても過言ではないであろう。それと同時に、稲作はますます基幹男子の手から離れて女性や老人に委ねられるようになるであろう。

第5表で確認したように、基幹男子農業専従者がいる専業・Ⅰ兼農家は、農業専従者がいないⅡ兼農家と対比して、稲作所得は二〜三倍にすぎないが、稲作以外の所得は実に二〇〜二二倍に達しており、一〇アル当たり純生産も三倍以上の格差がある。他方、農業専従者がいないⅠ兼農家は、基幹男子農業専従者がいる専業農家と対比して、稲作以外の所得は五分の一強にすぎないが稲作所得は逆に二・四倍に達している。また第12表によれば特に専業農家の水稲不作付化が著しく進展している（三六年四・一%↓五四年二二%）。

これらの数字が雄弁に物語るように、基幹男子が農業に専従するにはますます稲作以外の部門、とりわけ非耕種部門に注力して一〇アル当たり純生産を極力増加させる方向に活路を見出さざるをえず、水稲単作に固執する限りかなり規模の大きな農家でも稲作所得だけでは家計費をまかなえなくなり（借地依存度が高ければなおさらである）、遅かれ早かれ基幹男子までが農外に恒常的に就業せざるをえなくなることは否定しえないであろう。

そして基幹男子が農業に専従して非稲作部門の拡充に成功した農家は専業・Ⅰ兼農家として存続し、水稲単作に固執する農家は早晩Ⅱ兼農家に転化し、かくして稲作はⅡ兼農家、稲作以外は専業・Ⅰ兼農家が担当するという生産分担が益々明確になりつつあることも確かであろう。換言すれば専門的な稲作大経営は局地的には有力なシエアを占めるとしても、全国的規模で稲作の支配的シエアを制する可能性は乏しいであろう（それを可能にするほど零細農家の稲作離脱が激しく進むとは考え難い）。

(5) 「隔絶的な生産力格差」形成の困難性

『農家経済調査』等からみた稲作農家の動向

稲作の中核的農家までが一般的にⅠ兼化しさらにⅡ兼化せざるをえないのは、要するに規模拡大が困難なためであり、規模拡大が困難なのは零細農を駆逐しえないためであり、零細農を駆逐しえないのは生産力の階層間格差が二重の意味で分解の起動力として十分に機能しえないためである、と考えられる。

稲作の規模拡大は、開田等を別とすれば「不耕作農地」の存在を前提とするが、「不耕作農地」が発生してもそれが規模拡大に結びつく保証はない。零細農家の稲作離脱Ⅱ「不耕作農地」の発生は、特に東関東以西の都市化地域と山村に集中している。都市化地域では「不耕作農地」はほとんどもっぱら農外に転用され、農地として残る場合でも稲作以外の生産に転用されるのが通例である。また過疎山村では労のみ多くして収益の乏しい棚田や谷地田が、他の農家の規模拡大に結びつかぬまま広範に耕作放棄され、ほとんど無価値の非農地と化しつつある。他方、上層農家の規模拡大意欲が強い中間農業地帯では、同時に零細農家の農業への執着も強く規模縮小↓離農の動きが最も乏しいので、よほど高い地代を負担しなければ借地による規模拡大は進まぬであろう。

こうして稲作農家の規模拡大の前提となる「不耕作農地」を確保することは甚だ困難な実情であるが、これを打開する内発的契機は生産力の階層間格差に求めるべきであろう。例えば上層農が零細農の単位面積当たり所得に比肩する小作料を支払っても、なおかつ農外就業に勝るとも劣らぬ時間当たり所得を実現しうるほどの「隔絶的な生産力格差」を体現しているとすれば、安定兼業農家を「農地貸し付け非農家」に転化させつつ、専門的な借地型稲作大経営が広範に形成されるであろう。だが第9表で確認したように東海・近畿はもとより東北・北陸の上層農家も、そのような意味での「隔絶的な生産力格差」を体現していないだけでなく、今後もそれを実現することは決して容易ではないであろう。



それゆえ零細農を農外に「駆逐」しうるほど高い小作料を支払えば極端に低い所得しか実現できず、農外に就業する方がはるかに有利となる。さりとて農外就業に劣らぬ時間当たり所得を実現するために低い小作料しか支払わなければ、農地を借り入れることは困難である。いずれにせよ借地による稲作農家の規模拡大には自ずから限度があるろう。かくして零細農を駆逐できないから規模拡大が進まず、逆に規模拡大が進まないから「隔絶的な生産力格差」が形成されず、「隔絶的な生産力格差」を体现しえないから零細農を駆逐しえない、という悪循環に陥っていることは明らかである。

しかも甚だ困難なことは、稲作中核農家の「行動半径内の地域」において「隔絶的な生産力格差」を体现しなればならぬことである。実際、例えば蒲原平野や砺波平野の上層農家と関東平野の下層農家の間に「隔絶的な生産力格差」が存在するとしても、いかに規模拡大に熱心な北陸の上層農家でも南関東に出張して請負耕作するはずはないから、格差の存在はあまり意味がないといわねばならない。同じことは新潟県内の数十キロを隔てた二地域についてもいえる。『米生産費調査』等によりかなり著しい階層間格差の存在を確認することはできるが、階層差はしばしば地域差を反映しており、稲作中核農家の通作可能な地域内で（しかも土地条件の階層差を除去したうえで）前述のような意味での「隔絶的な生産力格差」が存在することを証するものではけっしてない。

実際に耕作しうる狭い地域内で「隔絶的な生産力格差」を実現するにはよほど大きな経営規模をもたねばならない。例えば団地化した七ヘクタール規模の自作経営なら、スケールメリットを發揮して「隔絶的な格差」を実現することは不可能ではないであらう。だが分散した耕地の寄せ集めにすぎぬ三ヘクタール程度の規模ではスケールメリットが乏しく、一〇アール当たりの機械償却費その他の物財費に大きな階層差が認められぬ実情では（『米生産

費調査』参照)、「隔絶的な格差」が存在するはずはないであろう。

そして作付け制限が益々強化され米価引き上げも益々厳しく抑制され、特に借地稲作の収益性が著しく低下する中で(第四図参照)、高い小作料では採算をとり難く低い小作料では借地し難いという制約をのりこえて、「隔絶的な格差」を体現していない農家が「隔絶的な格差」を体現しうる規模にまで到達することはけっして容易ではない。だから「隔絶的な格差」実現の困難性が規模拡大を困難にし、逆に規模拡大の困難性が「隔絶的な格差」の実現を困難にするという、悪循環を打破するのは至難であるといわねばならない。

(6) 全面的兼業化のメカニズム

稲作農家の規模拡大が期待されるほど進まないのは、零細農を駆逐しうるほど隔絶的な生産力を体現していないためであるが、零細農が駆逐されずに存続しているのは、隔絶的な生産力格差が存在しないためばかりではけっしてない。零細農が決定的に農外就業に傾斜して事実上非農家化することによって、農家経済を安定させ生産手段を喪失する危険を回避しているからにはかならない。

仮に農外就業機会が極めて乏しく農業・農外両局面の所得で家計費を充足することができないとすれば、負債が累積して遅かれ早かれ早かれ生産手段の喪失を余儀なくされることは必定である。実際、例えば明治期の農民は僅かな負債のために農地を抵当流れで失うことがしばしばあった。だから上層農は法外に安い価格でその農地を兼併することができた。

しかるに戦後の零細農は農外就業に決定的に傾斜し農外所得の高さによって農家経済に剰余を残し、農地を喪失する危険を回避している。だから上層と下層の間に二〜三倍の労働生産性格差が存在しても、農外所得の著しい

逆格差によって完全に相殺され、零細農が農外に駆逐されなければならぬ必然性はない。零細農の多くは農外所得だけで家計費を充足しうるほど非農家化しているが、だからといって農業をやめねばならぬ必然性もない。農家として存続することを有利とする経済的・経済的理由がある限り、離農に消極的にならざるをえないであろう。

離農が集中的に進展している近郊農村において、零細Ⅱ兼農家Ⅱ事実上の非農家が完全に非農家と化する場合、農地を農外に転用してはるかに多くの所得を実現するのが通例であり、農地として賃貸する場合でも農外転用まで暫時農用に供することが多い。だからたとえ離農が進展してもそれが上層農の安定的な規模拡大に結びつく可能性は乏しいであろう。

こうして零細農が農地の喪失を回避しうるだけでなく、農地を農外に転用することには積極的であるが、農地を農地として売却することにも賃貸することにも極めて消極的であるとすれば、彼らに農地としての売却または賃貸を決定させるほど高い土地代金または小作料を支払わなければ、農地を集積することは困難である。しかしよほど高い生産力をもたぬ限り、高い土地代金または小作料を負担して無理に規模拡大するよりは、農外に就業する方がはるかに容易かつ有利であるから、非稲作部門の拡充に成功した農家群は別として、上層農家も早晚農外就業に傾斜することになる。

かくして兼業化は、零細農の兼業化↓農家経済の安定化↓農地喪失の回避↓上層農の農地集積Ⅱ規模拡大困難↓農業所得の伸び悩み↓上層農の兼業化↓農業就業構造の劣弱化という形で、兼業化はそれ自体の中に全階層を農外就業に駆りたてて農業構造の劣弱化を助長するメカニズムを内在しているのである。

しかも全面的兼業化↓農業構造劣弱化は、国民経済視点からみれば、人的・物的資源の有効利用を妨げ生産力の

増進を阻害する由々しき現象には相違ないが、個々の農家にとっては与えられた条件の下でより多くの所得を実現し、あるいは農家経済の破綻を回避する「合理的な経済行為」の所産である限り、それを抑止することは至難であるといわねばならない。

## 補論

零細農を駆逐できないから規模拡大が進まず、規模拡大が進まないから「隔絶的な生産力格差」を実現できず、「隔絶的な生産力格差」を体现できないから零細農を駆逐しえずに上層農も農外就業に駆りたてられる、という悪循環を打破することは経済メカニズムに委ねる限り、困難であろう——これは本稿の一つの結論であるが、この結論は同時に、しかるべき経済外的インパクト（例えば、地代補助による農地貸借の推進、稲作生産力担当層に対する特段の優遇措置など）を加えることによって、この悪循環を打破する可能性があることを含蓄している。

一〇アール当たりの零細農の稲作所得ⅡY円、実勢小作料ⅡR円の水準で農地貸借が停滞状態にある時、仮に一〇アール当たりZ円の地代補助が行われ、R+ZがYと同水準以上になったとしよう。零細農にとって自ら耕作するより農地を貸した方が有利であるから、農地貸借は確実に拡大するであろう。他方、上層農は地代補助によりあたかもZ円分だけ生産性格差を拡大したことになる、自家労働評価を切り下げずにより高い地代を支払って借地を増やし、生産性を増進することができるであろう。こうして地代補助をテコとして農地貸借の拡大Ⅱ稲作上層農の規模拡大が進めば自ずから生産性格差も拡大し、地代補助が漸次減額されても、零細農家を「駆逐」しつつ借地型の稲作大経営が広範に形成されるであろう。

最近、農用地利用増進事業により利用権を設定された農地がかなり増加しているが、各地のデータをみる限り従来の請負耕作がこの事業により表面化する場合が多いといわざるをえない。例えば石川県の利用権設定面積の半ばを占める（五四年）松任市では、農協の請負耕作事業がこの事業に切り替えられたことに負うところが大きい（同市役所資料による）。むしろ注目すべきことは、この事業が名目と金額はともかく事実上「地代補助」を行っていることである。既に四〇年代からかなり広範に展開している請負耕作を法律により公認したところで、新規の農地貸借が急増するとは考え難い。この事業を契機に新規の農地貸借が拡大するとすれば、「農地流動化奨励金」の交付がその誘因となるであろう。

しかし例えば利用権設定期間三～五年は一万円、同六年以上は二万円を同一土地に対し一回限り交付する（一〇アール当たり年平均約三千元）程度の「地代補助」では、農地貸借拡大の誘因としてはいかにも弱く、いわんや前述の「悪循環」を打破する経済的インパクトにはなり難いといわねばならない。

請負耕作の実勢小作料Rは零細農の稲作所得Yよりかなり低い水準にある。それでも現実には農地の貸し手が数十万戸も存在するのであるから、前述のように実勢小作料R+地代補助Zが零細農の所得Y以上になるほどZを大きくする必要はないであろうが、 $R+Z$ がY以上であれば勿論、Yに接近するようにZを大きくすればするほど農地貸借が拡大することは明らかである。生産性格差は年々拡大しつつあり、地代補助なしに高い小作料を負担して着々と農地を集積する上層農家が増えつつあるが、農用地利用増進事業によってそのような農家の規模拡大を助長するには、何よりも事実上の地代補助を増額することが有効であろう。

米価引き上げが益々厳しく抑制され作付け制限が益々強化されざるをえない現実は、稲作の生産構造改善の柱と

なるべき稲作主産地の中核的稲作農家に最も深刻な影響を与えている。だから稲作の構造改善の柱となるべき稲作主産地の中核的農家の規模拡大に対する阻害要因を除去するだけでなく、それを促進する諸条件を積極的に付加しなければ、稲作の構造改善はさほど期待できないであろう。逆にいえば、(具体的例示は控えるが)農政が経済メカニズムに逆行せず個別農家の利益に背反しない方向で、しかも劣等地および劣等経営をしかるべく処遇しつつ、農地貸借の拡大と中核的農家の規模拡大を強力に推進しうるとすれば「悪循環」は徐々に打破され稲作の構造改善は漸次進展するであろう。

〔付記〕

磯辺俊彦研究員より懇切なご教示を得た。記して感謝の意を表する。

(本稿は特別研究「日本農業の構造と展開方向」の研究成果の一部である)

(研究員)